第4期障害者プラン 第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画

支えあい ともに生きる 誰もが輝くまち 長門



長門市

☆きらめき作品展示会 個人作品☆

- 〇表紙 題名「宿命」
- 〇裏表紙 題名「迫力魚」
- ※表紙や各ページの挿絵や写真は、市内の障害者施設の利用者の皆様よりご提供いただいたものを掲載しています。

はじめに

本市においては、これまで第Ⅲ期障害者プランの 基本理念「障害の有無によって分け隔てられること なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生す る社会の実現」に向け、地域づくりや福祉サービスの 充実を進めてまいりました。

令和 4 年に障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律が改正され、それに伴い、障



害者の雇用の促進等に関する法律など、関連する法律も一部改正されています。 また、同年、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行 され、全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取 得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることが示されました。

これらを踏まえ、令和6年度からの第4期障害者プランにおいては、基本理念を「支えあい」ともに生きる 誰もが輝くまち 長門」と改め、特に、"障害への理解促進や地域生活や就労支援の強化、情報環境・意思疎通支援の充実等"、重点的に6つの推進方向を定め、障害のある人自らが希望する生活を実現するための計画といたしました。

障害があっても、当たり前の生活が当たり前におくれる社会を目指し、今後も 市民全体が共通の認識を持って取り組める環境の整備に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました「長門市障害者保健福祉推進会議」及び「長門市障害者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリック・コメント等を通じて、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民や関係者の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

長門市長 江原達也

<u>目次</u>

第 1	章 計画の概要【障害者プラン・障害(児)福祉計画】	. 1
1	計画策定の趣旨	. 1
2	計画の策定方針	.2
3	計画の基本理念	.5
4	計画の施策体系	.7
5	計画策定のプロセス	.8
第 2	章 障害のある人の現状【障害者プラン・障害(児)福祉計画】	. 9
1	人口・世帯の状況	.9
2	障害のある人の状況	10
3	難病患者の状況	15
4	障害のある人の医療の状況	16
5	障害のある子どもの状況	17
6	障害のある人の就労に関する状況	19
7	アンケート調査での意見	20
8	指定障害福祉サービス事業所等の状況	26
第3	章 施策の方向と主な取組【障害者プラン】3	30
1	障害への理解を深め、共に生きる社会の実現	30
(1)障害理解と相互交流の促進	30
(2	2)差別の解消、権利擁護の推進	32
(3	3)地域における福祉活動の充実	34
2	自立生活を支える基盤整備	35
(1)障害のある子どもへの支援の充実	35
(2	2)相談支援体制の整備	38
(3	3)生活支援体制の整備	10
(∠	↓)保健·医療提供体制の充実	13
3	地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備	45
(1)地域生活移行の推進·地域定着に対する支援	15
(2	?)福祉のまちづくりの推進	17
(3	3)情報環境·意思疎通支援の充実	19
(2	 - - - - - 	52

4	自立と社会参加に向けた雇用・就労促進	55
(1)障害特性に応じた就労支援	55
(2	2)雇用の場の拡大	58
5	個性と能力を発揮できる教育・社会参加	60
(*	1) 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興	60
(2	2)教育支援の充実	63
第 4	l 章 成果目標·障害福祉サービス等の必要量見込み【障害(児)福祉計画】	65
1	令和8年度の成果目標	65
2	障害福祉サービス等の必要量見込み	72
3	地域生活支援事業の実施に関する事項	86
4	自立支援給付等及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項	. 93
第 5	5章 計画の推進【障害者プラン・障害(児)福祉計画】	96
1	計画の推進体制	96
2	計画の評価と進行管理	97
資料	}編	98
1	地域の支援体制の整備状況	98
2	用語説明	.101

-本計画書についての注意事項-

- 1 各表・グラフの年度数値等については、特に記載のない場合は年度末現在のものです。
- 2 各表の障害者とは、アンケート対象者の内 18 歳から 64 歳までの方をいい、障害児とは、18 歳未満の方をいいます。
- 3 各種率については、原則としてパーセント表示としています。また、表示未満を四 捨五入しているため、内訳の合計が一致しない場合があります。
- 4 各表の増減率は、令和5年度と令和元年度とを比較したものです。
- 5 第4章の各表の数値について、令和3~4年度は実績の月平均、令和5~8年度は 見込みの月平均数値です。
- 6 この計画書では、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT

<本計画と関連する8つの目標>



1. 貧困をなくそう
 地球上のあらゆる形の貧困をなくそう



3. すべての人に健康と福祉を 誰もが健康で幸せな生活を送れるようにしよう



4. 質の高い教育をみんなに

誰もが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って

学習できる機会を広めよう



8. 働きがいも経済成長も みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、誰もが人間らしく 生産的な仕事ができる社会をつくろう



10. 人や国の不平等をなくそう 世界中から不平等を減らそう



11. 住み続けられるまちづくりを
誰もがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくろう



16. 平和と公正をすべての人に
平和で誰もが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくろう



17. パートナーシップで目標を達成しよう

世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう



第1章

計画の概要



ふれあいスポーツ体験会

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成30年3月に策定した第Ⅲ期障害者プラン、令和3年3月に 策定した第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画により、「障害の有無によっ て分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の 実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

この度、令和5年度に計画期間が終了することから、これまでの計画を継承し、解決していない課題については、引き続き課題解決に向け取り組むとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえた新たな計画を策定するものです。



きらめき作品展示会・販売会

2 計画の策定方針

(1) 計画の位置付け

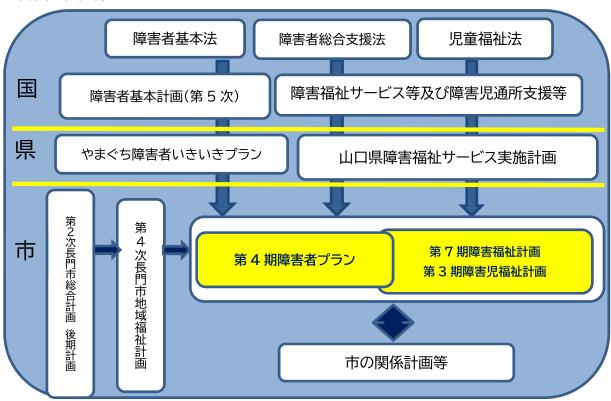
この計画は、障害者基本法第 I I 条第 3 項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)(以下「障害者プラン」という)と、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法の改正に伴い、同法第 33 条の 20 で策定が義務づけられた「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

「障害者プラン」は、市における障害のある人に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系付けることで、障害がある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる計画です。

一方、「障害福祉計画及び障害児福祉計画」は、3年を I 期として策定する短期の計画で、障害者プランの中の生活支援や雇用・就業等に係る施策の実施計画となります。

また、国や県の計画、さらには、「第 4 次長門市地域福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図るとともに、「第 2 次長門市総合計画(後期計画)」における専門計画として位置付けます。

■計画の位置付け



障害者基本法(第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における 障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下 「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者総合支援法(第88条第1項)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

児童福祉法(第33条の20)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(基本理念要約)

- 1. 障害の種類・程度に応じた手段の選択ができる
- 2. どんな地域でも等しく情報取得等ができる
- 3. 障害のない人と同一内容の情報を同一時点で取得できる
- 4. 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術活用を通じて行う

(障害者基本計画等との関係)

市町村が障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

総合計画とは

地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や 施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるものです。

本市では、第 2 次総合計画(平成 29 年度~令和 8 年度)を策定し、本市が目指す将来像とそれを実現するための施策の大綱・方針を明らかにしています。

地域福祉計画とは

誰もが住みなれた地域で、生きがいを感じながら、安らぎのある生活が送れるよう、地域みんなで自分たちの住んでいるまちを暮らしやすくする仕組みを考え、取り組み、つくり上げていく計画です。

本市では、第 4 次地域福祉計画(令和 4 年度~令和 8 年度)を策定し、誰もが住みなれた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことを目指しています。

(2) 計画の対象となる障害のある人(障害者)の定義

障害者基本法第2条において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」としています。

障害者基本法の定義を踏まえ、この計画における対象者は、障害がある者であって、 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とします。

(3) 計画の期間

本計画のうち、障害者プランの計画期間は、「やまぐち障害者いきいきプラン(2024~2029)」との整合性を図り、令和6年度から令和11年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

■関連計画の期間一覧

計画	年度	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	R8 (2026年)	R9 (2027年)	R10 (2028年)	R11 (2029年)				
国	障害者基本計画	障害者計画	画 (第4次)		障害者計画(第5次) 障害者計画(第6次)						障害者計画(第5次)			(第6次)
						(2024	いきいきプラン -2029))						
					山口県障	害福祉サービス	実施計画							
県	障害福祉計画	(障	害福祉計画第6	期)	(障	害福祉計画第7	期)	(障	害福祉計画第8	期)				
			山口県障害福祉サービス実施計画											
	障害児福祉計画	(障害	(障害児福祉計画第2期)			(障害児福祉計画第3期)			(障害児福祉計画第4期)					
	40 A =1			第2次紛	欠総合計画			第3次総合計画						
	総合計画	前期計画			後期計画				前期計画					
	地域福祉計画	第3次地域福祉計画		第	4次地域福祉計	次地域福祉計画			5次地域福祉計	画				
長門市	障害者計画	第	Ⅲ期障害者プラ	ら	第4期障害者プラン									
	障害福祉計画	第	6期障害福祉計	画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		画				
	障害児福祉計画	第2	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画					

3 計画の基本理念

(1) 基本理念

本市においては、第Ⅲ期障害者プラン第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本理念として、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第4期障害者プラン第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、障害のある人の権利や尊厳を重視し、社会的な包摂(インクルージョン)を推進し「基本理念: 支えあい ともに生きる 誰もが輝くまち 長門」を目指します。

支えあい ともに生きる 誰もが輝くまち 長門

(2) 基本的視点

基本理念の実現に当たり、次の6つを基本的な視点とします。

① 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施 策の策定及び実施にあたっては、アンケート調査などで本人や家族等の意見を聴き、 その意見を尊重します。

また、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援します。

② 社会的障壁の除去

障害のある人が平等な機会とアクセスを持つために、さまざまな障壁や障害を取り除く取り組みに努めます。これには、事物、制度、慣行、観念等の要因に関連する差別や不平等の克服を進め、社会に参加しやすい意識改革や環境等の整備に努めます。

③ 情報アクセシビリティの向上

障害のある人が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報へのアクセシビリティの向上やコミュニケーション手段の充実が重要であり、情報の取得利用・意思疎通に関する施策の推進に努めます。

④ 当事者本位の総合的・分野横断的な支援

障害のある人の自立と社会参加の支援という観点から、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の関係機関等との連携により施策を総合的に展開し、切れ目のない支援が行えるよう努めます。

⑤ 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じて実施します。また、複合的に困難な状況に置かれた人に対しては、きめ細かい配慮による支援が求められることに留意します。

⑥ 総合的かつ計画的な取組の推進

国や県と連携し、また障害者施策に関する他の施策や計画等との整合を図り、総合 的な施策展開に努めます。

4 計画の施策体系

本計画では、「やまぐち障害者いきいきプラン(2024~2029)」との整合性を図るため、以下の5つの施策分野ごとに、基本的な推進方向と主な取り組みを定めます。

基本理念	施策分野	基本的な推進方向		
	1 障害への理解を 深め、共に生きる	(1) 障害に対する理解と相互交流の促進 📵		
支えあ	社会の実現	(2)差別の解消、権利擁護の推進		
あ		(3)地域における福祉活動の充実		
U)	2 自立生活を支える基盤整備	(1)障害のある子どもへの支援の充実 🗐		
ともに生きる		(2)相談支援体制の整備		
に生		(3) 生活支援体制の整備 📵		
き		(4) 保健・医療提供体制の充実		
	3 地域で共に暮ら せる、住みよい生	(1) 地域生活移行・地域定着に対する支援		
誰も	活環境の整備	(2)福祉のまちづくりの推進		
か		(3)情報環境・意思疎通支援の充実 🗐		
輝く		(4) 安全・安心の確保		
まち	4 自立と社会参加に向けた雇用・就	(1) 障害特性に応じた就労支援 🗐		
	労促進	(2) 雇用の場の拡大		
長門	5 個性と能力を発 揮できる教育・社	(1) 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興 🌘		
	会参加	(2) 教育支援の充実		

[※] 重点的に取り組みを進めていくもの

5 計画策定のプロセス

計画の策定にあたり、次に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

○障害のある人の現状や本人、その家族などが抱えるニーズや意向などを把握するため、令和 4 年 I 2 月に「アンケート調査」を行い、プラン策定の基礎資料としました。

アンケートの実施状況については、以下のとおりです。

アンケート全体 調査対象者 933 人中 390 人が回答(回答率 41.8%)

内訳 ・障害者手帳所持者(18歳~64歳)

- ・障害福祉サービス受給者(在宅者)
- ·特定医療費(指定難病)医療受給者証所持者
- · 自立支援医療(精神通院医療)受給者
 - 調査対象者 807 人中 345 人が回答(回答率 42.7%)
- ·障害者手帳所持者(18歳未満)
- ・児童通所サービス受給者
 - ➤ 調査対象者 | 26 人中 45 人が回答 (回答率 35.7%) ※保護者による回答を含む。
- ○障害者団体やサービス事業所を対象に、令和 4 年 12 月に「アンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。
- ○障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、長門市障害者保健福祉推進会議を3回開催し、幅広い意見の反映に努めました。
- ○長門市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図ることや、他の関係 部局、関係機関との綿密な連携を図る必要があります。このため、長門 市障害者自立支援協議会の専門部会において、障害のある人のより詳 細な実態及びサービス需要の把握、関係機関の実務者レベルでの意見 調整を図りました。
- ○市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、プランに対するパブリック・コメントを令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月まで実施しました。

第 2 章

障害のある人の現状



友愛センター クリスマス会

第2章 障害のある人の現状

1 人口・世帯の状況

本市の人口の推移をみると、令和5年4月1日現在の総人口は31,328人となり、令和元年度から令和5年度にかけて7.8%の減少となっています。

その中でも、18歳未満の人口については、13.3%の減少となっており、少子化が加速していることが伺えます。

一方で、65 歳以上の高齢者人口の減少率は、1.9%とわずかですが、構成比では44.8%と上昇し続けており、県と比較しても高齢化の進行が顕著になっています。

障害者手帳所持者数については、令和元年度以降、減少傾向にありますが、 総人口に対する割合にあまり変化はありません。

■人口構成と高齢化率

単位:	人、	世帯	_
			Т

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率 (%)
総人口	33, 969	33, 366	32, 819	32, 031	31, 328	△7.8
18 歳未満	3, 994	3, 872	3, 746	3, 592	3, 461	△13.3
18~64 歳	15, 691	15, 163	14, 797	14, 258	13, 848	△11.7
65 歳以上	14, 284	14, 331	14, 276	14, 181	14, 019	△1.9
世帯数	15, 987	15, 905	15, 890	15, 633	15, 562	△2.7
市高齢化率 (%)	42. 1	43.0	43.5	44.3	44.8	
県高齢化率 (%)	34. 3	34. 7	35.0	35. 2		
市障害者手帳 所持者	2, 483	2, 382	2, 305	2, 323	2, 204	△11.2
市障害者手帳 所持者の割合	7.3	7.1	7.0	7.3	7. 0	1) / 7

長門市住民基本台帳人口(4月1日)による変は小口県推議人口(10月17日末)による

県高齢化率は山口県推計人口(10月1日現在)による

2 障害のある人の状況

(I) 障害者手帳の交付状況

令和5年4月 | 日現在、本市の障害者手帳所持者数は2,204人となっており、令和元年度から令和5年度にかけて279人、11.2%の減少となっています。

■障害者手帳所持者数(障害種別)

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率 (%)
身体	1,787	1,714	1, 666	1,644	1,551	△13.2
知的	363	340	338	347	336	△7.4
精神	333	328	301	332	317	△4.8
合計	2,483	2,382	2,305	2,323	2, 204	△11.2

4月1日現在

(2) 身体障害者手帳の交付状況

令和5年4月 | 日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は 1,55 | 人で、令和元年度から令和5年度にかけて236人、 | 3.2%の減少となっていますが、高齢になるほど身体障害の割合(80.5%)が高い傾向については、今までと変わりありません。

■身体障害者手帳所持者の年齢階層別

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率 (%)
18 歳未満	18	19	20	19	17	△5.6
18~64 歳	342	314	307	295	285	△16.7
65 歳以上	1,427	1,381	1,339	1,330	1, 249	△12.5
合計	1,787	1,714	1,666	1,644	1, 551	△13.2

4月1日現在

■身体障害者手帳所持者の等級別構成

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率 (%)
1級	574	558	549	526	501	△12.7
2級	233	229	217	216	199	△14.6
3級	345	327	312	317	297	△13.9
4級	465	433	421	419	397	△14.6
5級	85	86	82	83	77	△9.4
6級	85	81	85	83	80	△5.9
合計	1, 787	1, 714	1, 666	1, 644	1, 551	△13.2

4月1日現在

■身体障害者手帳所持者の障害種別構成

単位:人 増減率 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 (%) 視覚障害 139 141 134 136 129 △7.2 聴覚・ 123 110 114 111 102 \triangle 17.1 平衡機能 音声・言 26 23 23 23 23 △11.5 語・咀嚼 肢体不自由 930 883 828 780 729 \triangle 21.6 591 内部障害 567 555 564 565 $\triangle 0.4$ 2 2 3 その他 3 3 50.0 1,787 1,551 合計 1, 714 1,666 1,644 \triangle 13. 2

4月1日現在

■身体障害者手帳の部位別、手帳等級別の分布

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計	
視覚障害	41	56	6	4	13	9		129	
聴覚障害	5	22	25	20		30		102	
平衡機能			4		0			4	
音声・言語・ 咀嚼			14	9				23	
肢体(上肢)	35	96	65	39	14	10	11	270	
肢体(下肢)	7	19	70	240	43	17	7	403	
肢体(体幹)	16	18	14		8			56	
運動機能	15	4	0	2	1	0	0	22	
心臓機能	211		71	41				323	
腎臓機能	101		7	0				108	
呼吸器機能	3		9	1				13	
膀胱、直腸機能	2		6	84				92	
肝臓機能	2	0	0	1				3	
その他	2	1	0	0				3	
合計	440	216	291	441	79	66	18	1, 551	

4月1日現在

(3) 療育手帳の交付状況

令和 5 年 4 月 1 日現在、本市の療育手帳所持者数は 336 人となっており、令和元年度から令和 5 年度にかけて 27 人、7.4%の減少となっています。

■療育手帳所持者の年齢階層別

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率 (%)
18 歳未満	45	43	48	49	44	△2.2
18~64 歳	241	222	221	223	217	△10.0
65 歳以上	77	75	69	75	75	△2.6
合計	363	340	338	347	336	△7.4

4月1日現在

■療育手帳所持者の障害程度別構成

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	増減率 (%)
Α	146	140	133	137	130	△11.0
В	217	200	205	210	206	△5.1
合計	363	340	338	347	336	△7.4

4月1日現在

療育手帳とは、知的障害児・者に交付される障害者手帳で、知的障害のある人が一貫した療育・援護を受けられるよう、さまざまな制度やサービスの利用をしやすくすることを目的にしています。

療育手帳は都道府県・政令指定都市によって交付されるもので、自治体によって判定区分の 呼び名や、判定基準が異なります。

山口県では、障害の程度により A (重度) と B (その他) があります。

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

令和5年4月 | 日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は317人となっており、令和元年度から令和5年度にかけて | 6人、4.8%の減少となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	増減率 (%)
18 歳未満	7	5	9	10	8	14.3
18~64 歳	215	210	188	209	206	△4.2
65 歳以上	111	113	104	113	103	△7.3
合計	333	328	301	332	317	△4.8

4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率 (%)
1級	85	77	74	75	69	△18.8
2級	184	187	161	183	173	△6.0
3級	64	64	66	74	75	17. 2
合計	333	328	301	332	317	△4.8

4月1日現在

「精神障害者保健福祉手帳」は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもので、 等級は精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであ ります。

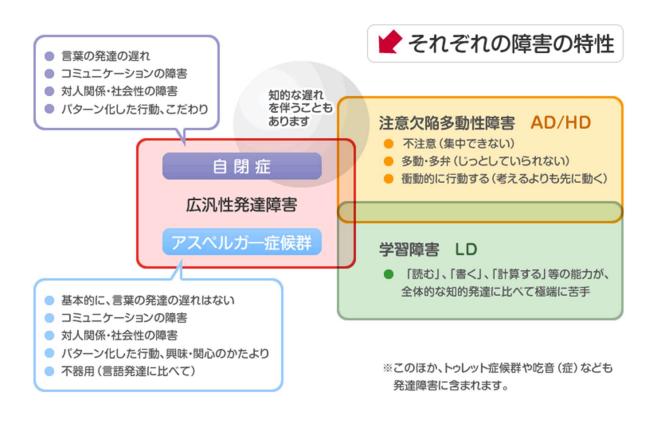
手帳の有効期限は2年間であって、手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、知事の認定を受ける必要があります。

(5) 発達障害の状況

発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性 発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、その他これに類する 脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としています。

発達障害者(児)数については、統計的な資料がないため正確な把握はできていない 状況ですが、文部科学省が令和 4 年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可 能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、学習面 又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は推定値 8.8%とされていま す。これは平成 24 年の調査結果 6.5%から 2.3%増えています。

本市に換算すると児童生徒数(令和5年5月|日現在)|,906人中|68人と推定されます。



(政府広報オンラインより)

3 難病患者の状況

令和 5 年 3 月 3 | 日現在、指定難病にかかる特定医療費(指定難病)医療受給者数は 355 人であり、令和元年度から令和 4 年度にかけて 32 人、9.9%の増加となっています。

特定医療費(指定難病)の対象疾患は、令和3年 II 月に333疾患から338疾患に拡大されました。

なお、障害福祉サービス等の対象となる疾患については、特定医療費(指定難病)より対象範囲が広くなっており、令和3年 II 月から366 疾患が対象となっています。

■特定医療費(指定難病)医療受給者数

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 (%)
受給者数	323	329	361	355	9.9

「難病」とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。

「指定難病」とは、難病の中で客観的な診断基準が有り、患者数が国の人口の 0.1%に達していない疾病のことで、指定難病対象者には、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの効率的な収集と治療研究に加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担軽減のための医療費助成制度があります。

4 障害のある人の医療の状況

(I) 自立支援医療の状況

総人口が減少している一方で、自立支援医療受給者数は大きな増減はありません。

■自立支援医療受給者数

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
更生医療(透析)	114	126	106	106				
更生医療(肢体)	10	8	13	3				
更生医療(心臓)	20	28	29	28				
更生医療(その他)	6	6	7	10				
育成医療	22	5	9	8				
精神通院	489	476	510	509				
合計	661	649	674	664				

精神通院は、年度末現在。更生医療、育成医療は年間申請数

自立支援医療の各制度について

●更生医療:身体障害のある人が、身体上の障害を軽減・除去し、日常生活を容易にするため、医療が必要なときに費用が助成されます。

●育成医療:障害のある子どもが、身体上の障害を軽減・除去し、日常生活を容易にするため、医療が必要なときに費用が助成されます。

●精神通院医療:精神障害のある人の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるため、 医療が必要なときに費用が助成されます。

(2) 重度障害者福祉医療の状況

重度障害者福祉医療とは、重度障害者の方の医療について、医療費の自己負担額を 軽減する公費負担医療制度です。月平均利用人数、一人当たりの医療費ともに減少傾 向にあります。

■重度障害者医療受給者数と医療費

単位:人、円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
月平均人数	1, 272	1, 204	1, 173	1, 136
月平均一人当たり の医療費	13, 978	13, 158	13, 523	12, 986

5 障害のある子どもの状況

(1) 就学前の状況

令和4年度末現在、市内の公立・私立保育所・認定こども園 12 ケ所のうち 6 ケ所で管害児保育を実施しています。在籍児童数が大幅に減少している一方で、在籍障害児の割合は、令和元年度から令和5年度にかけて1.2%上昇しています。

■保育園在籍児童数・在籍障害児数

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
在籍児童数	519	491	464	438	398
うち在籍障害児数	21	22	31	25	21
在籍障害児割合	4.0	4.5	6.7	5.7	5. 2

5月1日現在

(2) 特別支援学級・総合支援学校・ことばの教室の状況

在籍児童・生徒の状況では、小・中学校とも情緒が多く、次いで知的となっています。

18 歳未満の人口は、他の年代に比べ減少率が大きくなっていますが、特別支援学級の在籍児童数は、令和 2 年度から令和 5 年度にかけて 15.0%増加しています。

また、ことばの教室に通級している中学生も年々増加しています。

■特別支援学級在籍児童・生徒数

単位:人

	令和 2	2 年度	令和 3	3年度	令和 4	4年度	令和!	5 年度	
	小学校中学校		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
知的	17	19	23	15	26	13	31	12	
情緒	47	21	46	21	52	26	50	24	
難聴· 言語	2	0	3	0	3	0	5	0	
肢体	0	1	0	1	0	0	0	0	
病弱	0	0	1	0	1	0	1	0	
小計	66	41	73	37	82	39	87	36	
合計	1(107		110		121		123	

5月1日現在

■長門市内の萩総合支援学校在学児童・生徒数

7

令和元年度

中学部

35

小学部

14

年度

小中高 別

計

単位:人									
令和3年度									
部	中学部	高等部							
13	5	15							

33

計		39		36			
年度	4	令和4年度		令和5年度			
小中高	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	
別	14	6	15	13	5	16	

高等部

18

小学部

13

5月1日現在

高等部

17

小学

■「ことばの教室」に通級している児童・生徒数

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
小学生	79	77	73	65	79	
中学生	14	27	32	44	49	

令和2年度

中学部

34

6

5月1日現在

ことばの教室(通級指導教室)について

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて 特別な指導を行うための教室です。



児童デイ・ケアセンターあゆみ

6 障害のある人の就労に関する状況

(I)求職・就職の状況

公共職業安定所における長門管内の登録状況をみると、令和 4 年度は、求職活動を 中断している方が倍増しています。

令和 4 年 6 月 | 日現在の民間企業の実雇用率は、全国の実雇用率 2.25%に対して、山口県は 2.68%、萩長門管内は 2.61%となっています。

■障害者の公共職業安定所登録状況〔障害種別〕

単位:人

	令和元年度			令和2年度		令和3年度		令和4年度				
	有効求職者	就業中の者	中國沿	有効求職者	就業中の者	保留中	有効求職者	就業中の者	保留中	有効求職者	就業中の者	保留中
身体	30	53	12	38	49	12	39	56	11	32	56	19
知的	16	35	1	17	34	1	20	34	1	9	35	14
精神	29	34	8	30	36	8	39	37	8	45	37	7
その他	3	9	1	4	7	1	8	7	1	4	6	2
小計	78	131	22	89	126	22	106	134	21	90	134	42
合計		231			237			261			266	

[※]有効求職者…登録者の内現在仕事を探している方。就業中の者…実際に働いている方。保留中…登録中だが職 探しを中断している方であり、登録すると本人から削除依頼がない限り65歳まで登録される。

■障害者雇用率

単位:箇所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業数	48	48	51	49
萩・長門管内 雇用障害者数	149	161	154.5	142
萩・長門管内 実雇用率(%)	2. 74	2.92	2.77	2. 61
県実雇用率 (%)	2. 59	2.61	2.60	2. 68
国実雇用率 (%)	2. 11	2.15	2.20	2. 25

各年6月1日現在

[※]萩・長門管内の雇用障害者数は、身体障害者・知的障害者・精神障害者の合計者数。フルタイムの場合は1人、パート等(週20H~30H)は0.5人、重度障害者(身体障害者手帳1級~2級所有者)でフルタイムの場合は2人、重度障害者でパート等(週20H~30H)は1人でカウントされる。

7 アンケート調査での意見

(1) 事業について

■取組が弱いと思われる事業

相談支援	相談を気軽にできる場所が少ない
	事業所・支援相談員を増員してほしい
	就労(A型、B型)事業所が少ない
就労支援	就労移行支援事業がない
州力又1及	就労のためのスキルアップ事業(A型や就労移行事業所等)
	障害者が少しでも働くことができる場所を増やしてほしい
権利擁護	成年後見普及啓発事業
日中活動系	生活介護事業(通所)
サービス	工冶 川 设 尹未 (远 川)
医療的ケア児等	医療的ケア児・者に対する支援
支援	医療的ケアが必要な人の利用できる生活介護や施設がない
障害児に対する	放課後等デイサービスなどの児童受入れ施設が少ない
サービス	が成成して、
居住支援	グループホームが少ない
	需要と供給等の調査にあったサービスが必要
その他	サービスの数を増やすというより、今あるサービスをどのよ
	うに有効活用していくかが重要と考える

■見直すべき事業

社会参加	長門市身体障害者スポーツ大会は、参加者の状況をふまえ、競技等の見直しが必要。参加できなくても応援でも楽しめる工 夫が必要
居住支援	グループホームが少ない
権利擁護	成年後見普及啓発事業
自立支援協議会	自立支援協議会の見直しの提案として、民生委員さんや民間 企業、地域の自治会、一般の見識者を含め地域ケアシステムの 構築に向けた取り組みをもっと具体化していくことが必要で はないか
相談窓口	高齢者(介護保険法)と障害者(総合支援法)を一本化することで相談窓口が縮小できると良いと思う
医療的ケア児等 支援	医療的ケア児、者が利用できる施設がない
障害児に対する サービス	放課後等デイサービスなどの児童受入れ施設が少ない 放課後等デイサービスは、利用者の需要に対して、供給が追い 付いていない 放課後等デイサービス事業を必要としている日数利用できな い
日中活動系サービス	通所及び送迎のある生活介護事業所が少ない 市内に生活介護事業所があるが、制限があって利用したい人 が利用できていない 日中一時やこどもの短期入所を利用できる施設がない

■今後必要と思われる事業

相談支援	相談支援専門員の力量、それを発揮できるサポートづくり
	身体障害者が利用できるグループホーム(バリアフリー)
	身体障害者が利用できる市営住宅(バリアフリー)
 居住支援	車いすの人が地域移行するためにお試しができる住居
	住宅(アパート)型のグループホーム(日中の過ごし方は自由、 就労、生活介護などの利用)
	グループホーム・ケアホームの増設
	長門市の大きな企業にA型事業所を持ってもらいたい
就労支援	就労A型に関する事業
7/4 / / 又] 及	就労移行支援に関する事業
	障害者が就労できる場所を増やしてほしい
	ひきこもりや閉じこもりの把握をしてほしい
	乳幼児期から一貫した療育支援システム
その他の生活支援	住み慣れた住まいで生活が継続できる福祉的支援の充実
	自立訓練に関する事業
	タクシー事業
児童発達支援	児童発達支援事業所を増やすべきでは
	障害がある児の預かり先(児童クラブなど)
	児童が利用できる短期入所を行う事業所
障害児サービス	療育につながるまでのフォローアップ体制(年中や年長で療育につながるケースで、就学までに支援ができる期間が限られる)
医病的人习旧签	安心・安全が確保された福祉サービスと医療的ケアが一体化
医療的ケア児等 支援	した支援体制
	医療的ケア児が利用できる福祉サービスの充実
日中活動系	生活介護に関する事業
サービス	土日祝も利用できるような日中一時支援事業などが必要
身元保証	保証人が見つからない場合などの身元保証サービス

(2) 日常生活に対する意見

■障害のある人からの声

生活面	一人で生活できるかな
	自宅で家族と一緒に過ごしたい
	買い物をする場所や医療機関が遠い
	一人になった時の生活が不安
	周囲がうるさく、近所トラブルもある
() +\1目	建物の老朽化や部屋や廊下に段差などが多く住みにくい
住む場	グループホーム等の住む場を整備してほしい
<i>4</i> 23文 <i>エ</i>	収入が少ない
経済面	金銭面での不安
	雇用先を増やしてほしい
就労面	重度の障害で、働けない
	自分に合った内容の仕事がない
. 計 / 間 /2	職場内の人間関係が難しい
対人関係	友人との関係がうまくいかない
	高齢者向けの施設をつくってほしい
高齢化	高齢化で要介護2や3程度になった時の受け入れ先があるか不安
	高齢者にやさしいまちづくりをしてほしい
	運動するだけでなく、安らぐことのできる自然豊かな公園が欲しい
	外に出れなく、娯楽がない
余暇	以前のように、いろいろな場所に行き、飲食やカラオケがしたい
	休日でも楽しく過ごせる施設が欲しい
病気・障害	病気の状況で仕事に就けなく、やりたいこともできない
について	病状が安定しないこと
移動面	駅やバス停までの距離が遠い
その他	希望しても、利用できない
	他市まで行く必要がある
	職員の異動や学校の変化など 4~6 月は不安
	中学生以上が通えない事業所が多いため、楽しめるようにしてほしい

■家族からの声

親亡き後	いなくなった後、施設入所できるか不安
本人の居住地に	一人暮らしをしてなにかあったら困る
	将来的には入所を考えているが、自分が面倒を見ることができ
	る間は、一緒に暮らしたい
人間関係	独居の場合、近所との関係性が不安
親自身の高齢化	高齢になり、本人の面倒がみれない
親自身の健康面	体調不良時、自分自身が治療を受けられず困っている
就労面	将来、グループホームから事業所に通いたい
	親亡き後に安心して暮らせるグループホームがほしい
施設入所支援	日曜日にヘルパーの利用ができないため、入所させたいが、生
	活が成り立たない
医療費助成	助成の幅を拡充してほしい
	保護者同士の交流の場を設けているが、平日の開催となってお
保護者の繋がり	り、フルタイムで働く保護者の参加が難しい
	参加者が固定されているため、参加しづらいな
	市内にないサービスを希望する場合は、市外・県外に行くしか
	ないのか
障害児支援	障害にわたる一貫したサービスがほしい
	サービス終了後が不安。気軽に相談できる場所がほしい
	遠方だと送迎も難しく、また、利用希望通りにならない
子どもの	 子どものショートステイを利用したい
短期入所	」とものフェートスティを利用したい
	自分の時間が欲しい
家族支援	仕事の都合等があるため、放課後等デイサービスや日中一時支
	援の利用日数を増やしてほしい
余暇支援	日中、楽しく過ごしてほしい
71. TX X JX	しっかり運動させたいな
学校	学校へ行きたがらないことがある

■事業所からの声

事業所経営(運営)	安定した作業収益で工賃を増やしたい
	新型コロナウイルスの関係で、お休みされる利用者が多いため、
	自立支援給付金の減少が不安
	通所で生活介護を行う事業所がIつのため、ニーズがある間は
	継続したい
	身寄りがおらず、利用者の身元保証人の問題がある
	成年後見人制度の利用を検討したいが、申立人や預貯金に不安
	がある
障害者支援	支援できる家族が同居している場合、家族からの要望と支援の
	必要性との整合性を図ることが難しい場合がある
	市内に希望する福祉サービスの事業所が少なく、送迎がないな
	ど、希望通りのサービスが利用できない
1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	高齢になっており、家族以外の協力が得られない可能性が高く、
家族支援	緊急時の対応に苦慮する
人材確保・人材	人材不足
育成	利用者に合わせた支援を行なうことが難しい
相談支援	当事者の集まりが少なく、気楽に過ごせる場所がない
連携	連携機関によって、協力差があり、他機関や地域の人の力が必要
连135	人事異動等で、関係性を最初から作る必要がある
	児童クラブが利用できなくなった後、放課後や長期休暇の過ご
	し方が、家族は仕事をしているため、放課後等デイサービスが希
	望通り使えていないのではと不安がある
障害児支援	障害のある子ども達が、安心して過ごせる場所を確保してほし
	ι ,
	県内に専門医や心理士が少なく、通院に時間がかかり、受診頻度
	や相談時間に満足が得られない
就労	65 歳以上の就労ができるようにしてほしい
移動	常時車椅子が乗れる低床バスや、市内にサイズの大きい車椅子、
	ストレッチャーに対応した介護タクシーがあるとよい
周知	合理的配慮の周知について

8 指定障害福祉サービス事業所等の状況

市内及び近隣市の各事業所における、長門市受給者の状況です。

サー	-ビス種別	施設名	所在地	利用実人数
サ訪 ー問 ビ系		ヘルパーステーションしあわせ長門	長門市	12
	 居宅介護	ゆもと苑指定訪問介護事業所	長門市	7
	店七月喪	長門市社協ゆや居宅介護事務所	長門市	2
ス		訪問介護ステーションすこやか	長門市	13
		障害者支援センターゆうゆう	長門市	15
		湯免清風園	長門市	20
		障害者支援施設あけぼの園	長門市	29
		福祥苑	長門市	22
		萩市障害者支援施設さんみ苑	萩市	11
		障害者支援施設しんわ苑	萩市	2
		香生の里	萩市	3
		ライブリーあそかの園	美祢市	2
		日の山のぞみ苑	宇部市	1
		なごみの里	下関市	1
日	生活介護	なごみの里 ありどみ	下関市	2
中		安岡苑	下関市	1
日中活動系		下関幸陽園	下関市	1
系		るりがくえん	山口市	2
t I		山口秋穂園	山口市	1
ビス		ひらきの里	山口市	4
ス		あした	宇部市	2
		鼓澄苑	周南市	1
		山口コロニー授産所	防府市	1
		グリーンヒル山陽	山陽小野田市	1
		広島ひかり園まごころ	広島県	1
		清流の郷	大分県	1
	自立訓練(生活訓練)	ほっとホーム一歩社	下関市	1
		とまり木	山口市	2
		ハローフレンズ	萩市	3
		ドリームスクール・はぎ	萩市	3
	就労移行支援	ドリームスクール・はぎ	萩市	2

サー	-ビス種別	施設名	所在地	利用 実人数
		きっちんセンターともの園	美祢市	4
	就労継続支援	サンクスラボ・下関オフィス	下関市	1
	(A型)	ふたば園成人部	萩市	3
		あいりす	萩市	2
		ハピネスさざんか	長門市	31
		就労継続支援施設 キュアポート	長門市	20
		障害者支援センターゆうゆう	長門市	4
		長門福祉作業センター	長門市	28
		友愛センター	長門市	24
		多機能型事業所なごみの里	下関市	1
		障害福祉サービス事業所安岡苑	下関市	5
日		多機能型事業所は一とあーす勝谷	下関市	1
日中活動系	就労継続支援 (B型)	ふしのエコ事業所	山口市	1
動		るりワークス	山口市	1
系		ハローフレンズ	萩市	1
y I		たいだい	萩市	1
ビス		あねもね	萩市	3
, A		あそかの園	美祢市	7
		ワークあけぼの	山陽小野田市	1
		山口コロニーキャンパス	防府市	1
		ワークショップ山口	防府市	1
		ふるはーと	福岡市	1
		鼓ヶ浦ひばり園	周南市	1
	療養介護	山口宇部医療センター	宇部市	6
		広島西医療センター	広島県	5
		障害者支援施設あけぼの園	長門市	4
	短期入所	湯免清風園	長門市	4
	★立共1八下川 	障害者支援施設福祥苑	長門市	4
		障害者支援施設ひらきの里	山口市	1

サー	-ビス種別	施設名	所在地	利用実人数
	宿泊型	ほっとホーム一歩社	下関市	1
	自立訓練	ドリームスクールはぎ	萩市	1
		あけぼの園ほのぼのホーム	長門市	2
		グループホームキュアプレイス三隅	長門市	15
		なごみの里グループホーム・ケアホーム	下関市	1
		安岡苑	下関市	6
		心の駅下関	下関市	2
		障害者グループホームはぎ	萩市	3
	井戸北江採品	ぽぷらハイツ	萩市	1
	共同生活援助 	GHはいつ・びわ CHはいつ・ほたる	萩市	1
		むたがはらグループホーム	萩市	1
		カーサ若草	山口市	2
		りたはうす	防府市	1
		幸嶺園	美祢市	1
		グループホーム・ケアホームあそかの園	美祢市	4
居		グループホーム轍	福岡市	1
居住系サービス		湯免清風園	長門市	16
,		障害者支援施設あけぼの園	長門市	29
		福祥苑	長門市	21
ス		あした	宇部市	2
		日の山のぞみ苑	宇部市	1
		なごみの里	下関市	1
		なごみの里 ありどみ	下関市	2
		下関幸陽園	下関市	1
		るりがくえん	山口市	3
	施設入所支援	障害者支援施設ひらきの里	山口市	3
		ふしの学園 宮野の里	山口市	1
		山口秋穂園	山口市	1
		ライブリーあそかの園	美祢市	2
		山口コロニー授産所	防府市	3
		広島ひかり園まごころ	広島県	1
		清流の郷	大分県	1
		鼓澄苑	周南市	1
		しんわ苑	萩市	2
		さんみ苑	萩市	2

サー	-ビス種別	施設名	所在地	利用 実人数
	児童発達支援	児童デイ・ケアセンターあゆみ	長門市	36
		子ども発達支援センター豊浦	下関市	1
		コペルプラス下関教室	下関市	1
通		子ども発達支援センターからふる	萩市	4
通 所 系 サ	保育所等訪問	子ども発達支援センターからふる	萩市	2
サ	支援	児童デイ・ケアセンターあゆみ	長門市	6
ー ビ		きらり	長門市	48
ス	++=m//, 66	くるみ	長門市	25
	放課後等 デイサービス 	ドリームキッズ	萩市	14
		未来ランドイージス	山口市	1
	放課後等デイサービスのびっこくらぶ	萩市	3	

令和5年8月現在



湯免清風園 お花見

第 3 章

施策の方向と主な取組



児童デイ・ケアセンターあゆみ ホースセラピー

第3章 施策の方向と主な取組

1 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現

(1) 障害に対する理解と相互交流の促進

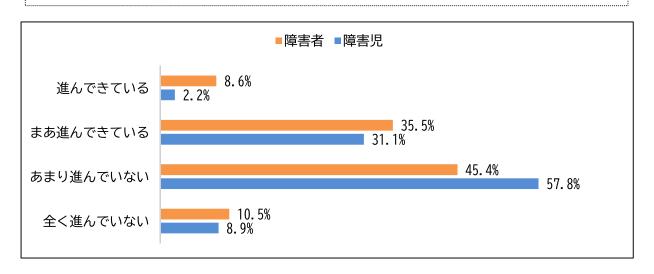
【現状と課題】

障害のある人が地域の中で、障害の有無にかかわらず真に豊かで安心した生活を送るためには、直面するさまざまな困難や課題について、市民が相互の理解を深め、共感することが重要です。

アンケート調査においても、地域との関りについては、「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」や社会に積極的に参加するために大切なこととしては、「参加しやすい機会の拡充」「一緒に参加してくれる人」という回答が多く、地域との交流を求める声が多く挙がっています。

共に暮らす社会を実現するために、障害のある人が社会のさまざまな場で自分らし く活動できるような環境の整備や、対等な関係でコミュニケーションを図るための支 援や相互交流を促進していくことが必要です。

問 障害者への理解についてお伺いします。障害や障害のある人に対する市民の理解は進んでいると思いますか。(回答は1つ)



障害のある人と共に生きる地域社会を着実に実現していくためには、市民全体が共 通の認識を持って取り組むことが必要であることから、あらゆる機会を通じ、障害に 対する理解の向上を図ります。

主な取組	内 容
障害者理解の促進	○広報、市ホームページ、ほっちゃテレビ、パンフレット等により、障害や障害のある人への理解促進に努めます。○県が推進する「あいサポート運動」の推進を図ります。
○社会福祉協議会による学校等への福祉出前講座において ンティア等が出向き、手話・点字・車いすの操作、視覚障害の 体験等により障害への理解を促進します。	

あいサポート運動シンボルマーク



サポートマーク



あいサポート運動

あいサポート運動とは、誰もが、様々な障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮などを 実践することで、障害のある人が暮らしやすい社会をみんなでつくっていくことを目的とした運動です。

また、内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある人、義足や人工関節を使用している人など、「外見からは援助を必要としていることが分からない人」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としていることを示すマークとして「サポートマーク」を定め、キーホルダーとして希望者に無料で配布しています。

(2) 差別の解消、権利擁護の推進

【現状と課題】

令和3年の障害者差別解消法の改正により、行政機関等だけでなく事業者において も障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、令和6年4月1日に施行され ます。

また、県では、令和4年 | 0月 | | 日に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が施行され、令和5年4月 | 日から事業者による合理的配慮の提供義務が適用されています。

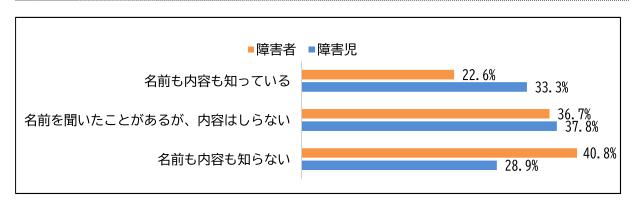
判断能力やコミュケーション能力に障害がある知的・精神障害者の場合、財産管理 や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが予想されます。本市では、障害のある 人が権利や財産を守れるよう、また、差別や虐待から守られ、地域で自立した生活が 送れるよう、あたりまえの生活をあたりまえに行える社会を目指して、様々な研修会 等を保護者や支援者などに対して行っています。

特に、事業者における障害のある人への合理的配慮の提供については、しっかりと 浸透させていくことが重要となっているところです。

障害のある人の権利擁護については、成年後見制度の周知・啓発を行っているものの、アンケート調査においてその認知度はまだまだ低く、真に必要な人が利用できていないことが考えられます。

ついては、高齢化の進行とともに一人暮らしの障害のある人がさらに増加していく ことや、地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度 を広く周知し、必要な人が必要な支援を受けられるよう支援していく必要があります。

問 障害のある人の権利擁護についてお伺いします。成年後見制度についてご存知ですか。 (回答は1つ)



国や県と連携しながらより一層、障害のある人への差別解消に関する啓発に努めるとともに、国の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。

また、将来の生活等に不安を抱いている障害のある人やその家族に対しては、日常 生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努め、適切な利用を促すことにより、安心 して生活できるよう支援していきます。

主な取組	内 容
日常生活自立支援事業 の周知・啓発	○社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の啓発を行います。
成年後見制度の利用 支援	○成年後見制度の周知・啓発を行います。○障害のある人など判断能力が不十分な人の権利を守るために、成年後見制度の利用を支援します。
障害者差別解消の普及 啓発	○市ホームページや広報紙、あいサポート研修などを通じて、障害 の正しい理解や合理的配慮の具体例を周知・啓発し、障害者差別 の未然防止を図ります。また、事業者については合理的配慮の提 供が義務化されたため、さらに周知の強化を図ります。
障害者虐待防止の啓発 と早期発見・対応の体 制強化	○市民や企業、事業所等に対して、市ホームページや広報紙を通じて障害のある人への虐待防止について周知・啓発し、虐待発生の未然防止を図ります。○相談窓口職員や事業所職員に、市や県が実施する研修等への参加を促進し、資質の向上を図ります。

(3) 地域における福祉活動の充実

【現状と課題】

障害のある人やその家族が地域で安心した生活を送るためには、自治会や NPO・ボランティア団体などが連携して、福祉活動を行うことが必要となっています。しかし、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりが希薄化していることに加え、地域活動の担い手が固定化、高齢化している現状があります。

地域福祉計画の基本目標である「共に見守り支え合う地域づくり」を目指し、民生委員・児童委員や自治会の活動を主体として、地域住民と行政などが協力し、市民誰もが主体的に社会参加ができる環境をつくることで、地域全体で支え合う地域福祉の推進に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、 地域における見守り活動を強化するとともに、地域の住民相互の助け合いによる地域 福祉活動をより一層充実させ、地域共生社会の実現を図ります。

主な取組	内 容	
障害者等の見守り活動の 推進	○民生委員・児童委員による障害のある人の見守り活動等を推進します。○避難行動要支援者名簿を利用した、日頃からの見守り活動を推進します。	
重層的支援体制整備事業	○介護・障害・子育で・生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、市全体で分野を問わない支援を実施します。	
ボランティア活動の促進	○地域ぐるみで障害のある人の生活を支える上で、様々なボランティアの養成活動の支援を図る必要があるため、地域の点訳・音訳サークル、手話サークル等についての適切な情報提供を行うとともに、活動支援に努めます。	

2 自立生活を支える基盤整備

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

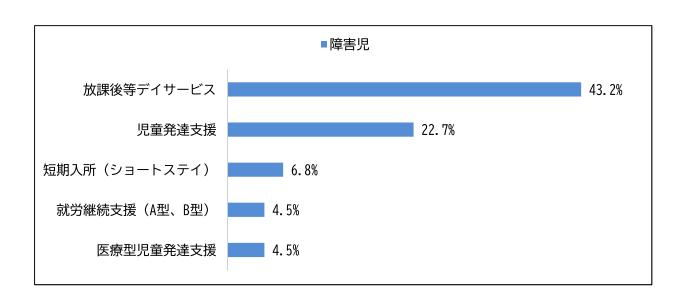
児童発達支援センターを中心に、障害のある子どもや療育の必要がある子どもに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指した支援を行っています。

アンケート調査において、「現在受けている療育に満足していますか」の問いでは、 83%の方が満足しているとの回答でした。しかしながら、不満と回答された中には 「利用日数が十分でない」といった意見が挙がっています。

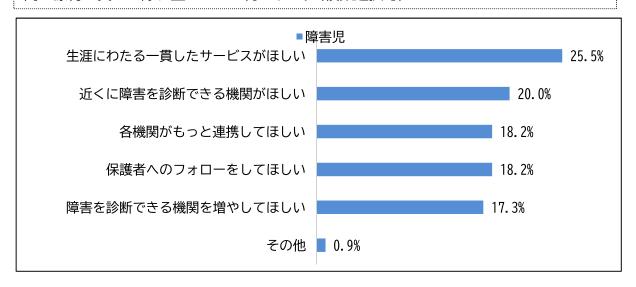
また医療的ケア児については、就学以降の日中活動の場の確保が困難となっています。

そのため、医療的ケア児支援として、ライフステージに応じた支援体制の検討が必要であるとともに、障害のある子どもやその家族の多様化・複雑化した支援ニーズに対応する関係機関の連携強化が必要です。

問 障害福祉サービスについてお伺いします。現在利用していないが、今後利用したいサービスはどのようなサービスですか。(複数選択可・上位5項目)







発達の遅れや障害を早期発見・早期介入し、適した障害児通所サービスを提供することで、今の困りごとの解決と発達を促し、将来の自立と社会参加を目指した支援を行います。

また、医療的ケア児の支援については、自立支援協議会専門部会で医療機関等も含めた協議を継続し、各ライフステージに渡る一貫した支援の仕組み作りを検討します。

主な取組	内 容
医療的ケア児の支援	○自立支援協議会専門部会において医療的ケア児の支援体制協議を行います。○障害福祉サービス・障害児通所サービスの利用調整を図ります。
乳幼児健康診査の実施	○子どもの成長に合わせ、定期的な健康診査を実施し、疾患の早期発見や発達状況の確認、生活習慣等の育児指導を行います。
妊娠期から子育て期への 切れ目のない支援の実施	○医療機関と連携して、育児不安等を抱え育児支援を必要とする 母子等を早期に把握し、子どもを産み育てやすい体制の整備を 図ります。
早期発見体制の充実	○長門健康福祉センターによる発達クリニックの実施、発達相談会、育児相談、家庭訪問などでの子育ての相談に応じ、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育を図ります。

主な取組	内 容
子育て相談体制の充実	○妊産健康診査や乳幼児健康診査、家庭訪問、発達相談会、育児相談等を通じて子育ての相談に応じ、支援が必要な子どもの早期発見を図ります。○障害児相談支援事業所と連携し早期療育を図ります。
児童発達支援事業の実施	○児童発達支援センターにおいて、日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等を行い障害のある子どもやその家族を支援します。○未就学児の療育の拠点として、保護者や支援者向けの研修会を開催します。○あしすとパートナーを養成し、気軽に相談できる体制を整備します。
保育所等訪問支援の実施	○療育が必要と認められた子どもが、保育所等での集団生活に 適応できるよう、療育機関の職員が保育所等を訪問し、専門的 な支援を行います。
放課後等デイサービスの実施	○放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等 を継続的に行うことにより、学校教育と相まって障害児の自立 を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
人材の育成	○障害に関わる専門的知識を持つ職員を確保・育成し、保育所や 児童発達支援事業施設における質の高いサービス提供とゆと りある療育環境を整備します。○指導員の資質向上のため、研究会等への参加を促進します。
発達障害に対する知識の普及	 ○児童発達支援施設を利用している子どもの保護者に対して、 発達障害の知識を普及するための学習会を開催します。 ○あしすとパートナーによるピアカウンセリング事業を開催します。 ○親の会や事業所等が開催する研修会への支援を行います。 ○療育が必要な子どものためのサポートブック「はじめの一歩」を作成し、配布します。
関係協力機関の連携体制の強化	○多様・複雑化した問題をかかえる子どもや、その家族に対して、関係機関等が情報を共有し、連携した支援の体制に努めます。

(2) 相談支援体制の整備

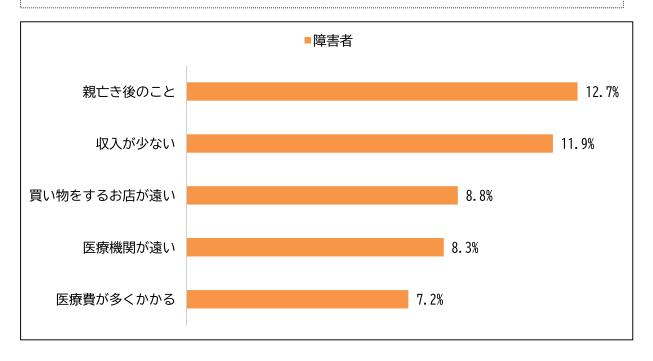
【現状と課題】

本市では、障害者(児)の相談支援を担う相談支援事業所5か所と、相談支援事業 所のサポートや指導などを行う基幹相談支援センターが中心となり、障害福祉の相談 支援を行っています。

また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員や同じ立場で相談を受ける身体及び知的障害者相談員、どこに相談するとよいかわからない相談を受け止め、解決を目指すために共に考える窓口である福祉総合相談窓口と連携し、誰ひとり取り残すことのない相談支援を目指しています。

アンケート調査では、親亡き後のことや、居住の場、生活支援のことや、収入に対して不安を感じている方が多いため、より一層関係機関などと連携を強化し、継続したサポート体制が必要となっています。

問 普段の生活の困りごとなどについて障害者の方にお伺いします。現在の生活で困っていること、不安に思っていることは何ですか。(複数選択可・上位5項目)



必要な人に必要な支援が届くよう障害福祉の相談に関する関係機関との連携を強 化します。

また、研修会や勉強会を継続して実施し、支援者のスキルアップを図ります。

主な取組	内 容	
	○行政や関係機関との連携により相談機能やマネジメント機能を 強化します。	
相談支援体制の充実	○相談支援の拠点となる基幹相談支援センターが、相談支援事業 所の指導を行います。	
	○自立支援協議会での情報共有、関係機関のネットワークを構築することで質の高い相談支援体制の強化を図ります。	
各機関の連携と情報提 供の充実	○自立支援協議会、包括的支援会議、重層的支援会議などを中心 として、各機関が連携し、本人又は相談者などへ適切な情報提供 を行います。	
障害者福祉のしおりの 発行・周知	らりの 〇障害のある人が利用できる制度を掲載した障害者福祉のしおり を作成し、配布します。	



児童デイ・ケアセンターあゆみ ホースセラピー

(3) 生活支援体制の整備

【現状と課題】

障害のある人が円滑に日常生活や社会生活を営むためには、一人ひとりのニーズに 応じた多様なサービスを提供する必要があります。

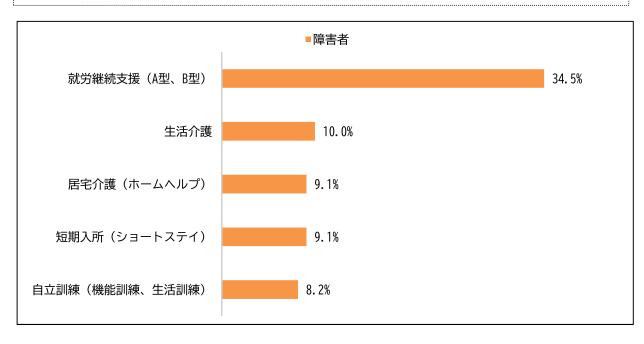
また、在宅生活に対するサービス(訪問系、日中活動系)は、障害のある人の生活 の質を高めるための機軸となる支援であり、入所施設等の居住系サービスは、自宅で 生活することが困難な障害のある人にとって重要な資源となっています。

しかし、入所施設では、入所者の重度化、高齢化が顕著となっており、強度行動障害のある方の受け入れが困難になっています。

アンケートによると、就労に関するサービスの利用希望が一番多く挙がっていますが、アンケート調査での意見においては、特性に合った就労支援、グループホーム等の居住の場、収入等に対する不安の声も挙がっているところです。

そのため、障害の支援区分や特性などを配慮し、その状況に応じた支援を行うとと もに、安定した生計を立て、自立して暮らしていくために、障害年金や各種手当・制 度等の利用に確実に繋げるための支援が必要となります。

問 障害福祉サービスについてお伺いします。現在利用していないが、今後利用したいサービスはどのようなサービスですか。(複数選択可・上位5項目)



障害のある人やその家族の経済的な負担を軽減するため、広報紙・ほっちゃテレビ・ 告知放送等通じて各制度の周知に努め、適切な利用につなげていきます。

また、在宅及び入所サービス利用者のニーズと施設等の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施と、需要に合わせた新規事業者の参入、新たな施設整備を促進します。

さらに、強度行動障害のある方等の受け入れを促進するため、定期的に研修会等を 開催し、支援者のスキルアップを図ります。

主な取組	内 容
訪問系サービスの実施	○障害のある人の在宅生活を支える、居宅介護(身体介護、家事援助、通院介助)のサービス提供を支援します。○同行援護、行動援護の提供体制を整備するため、市内事業所と調整を図ります。
日中活動系サービスの実施	○障害のある人の日中活動を促進する生活介護、自立訓練、就労 移行支援、就労継続支援(A型・B型)、短期入所、療養介護のサ ービス提供を支援します。
居住系サービスの実施	○障害のある人の施設等での生活を支える、施設入所支援、グル ープホームのサービス提供を支援します。
補装具の交付・修理	○身体障害者の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替 する用具を交付・修理し、日常生活を支援します。
日常生活用具等給付事 業の実施	○重度の障害のある人の生活を円滑にするため、必要とされる各種日常生活用具を給付します。
地域活動支援センター事業の実施	○通所により日中における創作活動や生産活動の機会にふれることで、生活の訓練や社会との交流を促進します。また就労移行支援等を利用できるよう社会適応訓練を行い、生きがいの持てる日常生活が送れるよう支援します。
移動支援事業の実施	○視覚に障害のある人などの移動に困難な人に対して、安心した 日常生活が送れるよう生活面での移動を支援します。
日中一時支援事業の 実施	○障害のある人の日中活動の場を提供し、家族の就労と一時的な 休息を図ります。

訪問入浴サービス事業 の実施	○自宅での入浴が困難な人を訪問し、専用の浴槽での入浴サービスを提供します。
地域生活支援拠点の 利用促進	○障害のある人の地域生活を支援します(相談、地域での一人暮ら しに向けた体験の機会・場の提供、緊急一時的な受け入れ・対 応)。
障害児福祉手当の支給	○重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在 宅の 20 歳未満の方に手当を支給します。
特別障害者手当の支給	○障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害をもつ 在宅の 20 歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする 方に手当を支給します。
長門市重度心身障害者 福祉手当の支給	○心身に重度の障害がある方を在宅で介護されている保護者の負担を軽減するとともに、障害者福祉の向上に寄与することを目的に福祉手当を支給します。
特別児童扶養手当の 支給	○身体または精神に障害のある20歳未満の障害児を養育してい る保護者に手当を支給します。
児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭(父母が重度の障害がある場合も含む。)で 18 歳 に到達する年度末までの児童を養育している人に手当を支給し ます。
障害基礎年金の周知	○制度について、広報活動により周知を図ります。
各種割引、減免制度の 周知	○障害のある人を対象とする各種割引(鉄道・バス運賃や有料高速 道路利用料、タクシー利用料、NHK・ほっちゃテレビ受信料等) や、減免制度(所得税・住民税、自動車税等)を実施します。
山口県心身障害者扶養 共済制度の周知	○制度について、広報活動により周知を図ります。

(4) 保健・医療提供体制の充実

【現状と課題】

障害の発生原因としては、遺伝子や染色体に異常があって早期から障害が生じる場合や、母胎内の環境や条件によって障害が生じる場合、出産の前後に原因のある場合等の先天性のものと、生まれてから、あるいは成人や高齢になってからの疾病や事故等による後天性のものがあります。

先天性の障害の発生を予防するためには、妊娠、出産期の胎児の障害の予防、軽減に向けた周産期医療と予防に関する指導、支援が必要であり、後天的な障害の発生を 予防するためには、生活習慣病の予防が重要であるため、年齢に応じた健康診査の実 施や、各種相談や教育、指導等を行っています。

また、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減しています。

今後も、早期発見・早期治療に繋げる体制及び安心して医療が受けられる体制を継続していく必要があります。

【取組の方向性】

中高年齢層を対象とした健康診査、健康相談、健康教室など各種保健事業を推進し、 健康の増進や維持管理による生活習慣病にならないための、一次予防についての啓発 と対策を講じます。

また、障害のある人に対する医療サービスを安定して受けることができるよう、自立支援医療や福祉医療制度の周知により、自己負担の軽減を図ります。

主な取組	内 容
自立支援医療の実施	○心身の障害を除去・軽減するための自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)について、医療費の自己負担額を軽減します。
福祉医療制度の実施	○重度障害のある人への医療費助成を行います。

学校保健の充実	○学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団 教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行う こと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような 能力を育成します。
健康診査の実施	○疾病を早期に発見し、保健指導や治療へとつなげるため、年齢に 応じた健康診査・がん検診等の受診を促進します。
健康教育・健康相談の実施	○健康教育を実施し、市民の心身の健康についての意識向上を図ります。○医師や専門家による講演会や相談を実施します。
心の健康づくりの実施	 ○長門健康福祉センターでの精神科医等による「こころの相談」等により精神的な疾患の早期発見を図ります。 ○自殺対策として、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができるゲートキーパーの養成講座を開催します。 ○学校に「スクールカウンセラー」を配置し、子どもの精神的な悩みについて対応します。
地域医療の充実	○長門市医師会や市外医療機関、保健・福祉サービス提供事業所等と連携し、障害のある人がかかりつけ医のもと、住みなれた地域で安心して医療サービスが受けられる体制を整備します。
母子健康手帳の交付・ 妊婦保健指導	○妊娠の届出により母子健康手帳を交付するとともに、妊婦の不安や悩みに対して適切な保健指導を行い、安全して妊娠期を過ごせるよう支援します。
妊産婦訪問指導	○妊産婦の不安や悩みに対して訪問指導を行い、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援します。
妊産婦健康診査	○妊娠期および産後に健康診査の公費負担を行い、妊娠中から産後の母体の健康管理を促します。(妊娠期 14 回、産後 2 回の公費負担)
未熟児養育医療の実施	○身体の発育が未熟のまま生まれ、入院養育を必要とする乳児に対して、指定養育医療機関において入院治療を受ける際の医療費を助成し、健やかな発育を促します。
福祉サービスにおける 医療的支援の確保	○障害福祉サービス事業所における、たん吸引等の医療的支援が 受けられる環境整備に努めます。

3 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備

(1) 地域生活移行の推進・地域定着に対する支援

【現状と課題】

障害福祉サービス等の提供にあたっての国や県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。しかしながら、本市の施設入所者においては高齢化・重度化が顕著であり、入所施設からの地域移行は難しい状況にあります。入院からの地域移行についても同様のことが考えられますが、精神科病院での長期入院患者の中には、退院後の生活のイメージがつかめないことや、退院後の生活基盤に不安がある等により地域移行に繋がらないケースもあります。

そのため、本人の地域移行への意欲を高めるため、地域と専門機関の関係性を深め、地域移行に係る連携支援体制を構築すること、さらに、地域定着を図るため地域の受け皿となるサービスの充実が必要です。

【取組の方向性】

自立支援協議会専門部会において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築に向け継続して協議を行います。

また、地域移行に対する意識の向上のため、グループホームやアパートでの生活の体験を促進します。さらに、地域定着を促進するため、当事者の会の実施を支援し、環境整備を図ります。

主な取組	内 容
地域生活への移行の促進	○自立支援協議会において、障害のある人の地域移行への意欲を 高める対策を検討し、それを実行に移します。○精神障害者の入院から地域生活への移行については、関係機関 に対する地域移行の意識付けを図ります。
地域移行支援・地域定 着支援の実施	 ○障害者支援施設に入所している人、または精神科に長期入院している人に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための相談や支援を行う地域移行支援を実施します。 ○施設・病院から退所・退院した障害のある人、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人、地域生活が不安定な障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や支援を行う、地域定着支援を実施します。
地域生活支援拠点の 強化	○地域生活を支援する機能(相談、地域での一人暮らしに向けた体験の機会・場の提供、緊急一時的な受け入れ・対応)を強化します。
精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム の構築	○自立支援協議会専門部会を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り体制を強化します。
障害のある人に配慮し た住宅の整備促進	○市営住宅の建て替えの際には、安心して入居できるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリー化等、障害のある人に配慮した住宅の整備促進に努めます。○障害のある人の住宅環境を改善するため、住宅改修時の助成等により、住宅のバリアフリー化を促進します。○グループホーム等の整備を支援します。

(2) 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

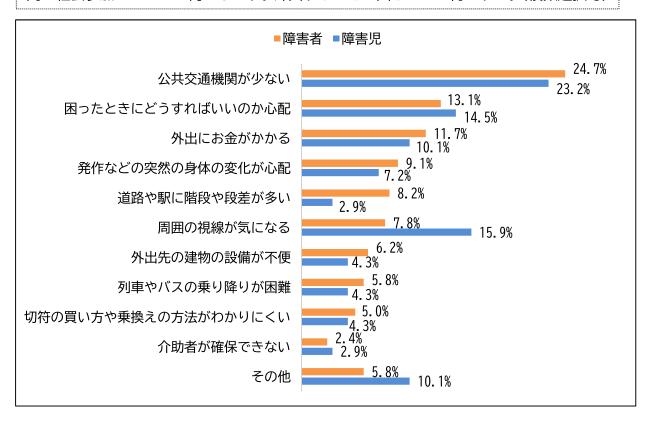
障害のある人の社会参加を促進するためには、公共施設等のバリアフリー化と、差別や偏見を解消する心のバリアフリー化の双方を進める必要があります。

既存の施設については、全てがバリアフリーにはなっていませんが、新しく建設される施設は、山口県福祉のまちづくり条例に沿ってユニバーサルデザイン等の対応をしています。民間事業者が有する施設も合わせて、公民が一体となった取り組みが必要です。

また、心のバリアフリーについては、障害のある人に対する「合理的配慮」 を実践 できる体制を整備するため、障害への正しい理解の促進や、合理的配慮の具体的な事 例等を学ぶ研修会を開催しています。

福祉のまちづくりの推進のためには、障害のある人が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他様々の分野の活動に参加できるよう、物理的な障害や精神的な障壁に対するバリアフリーを進めていく必要があります。

問 社会参加についてお伺いします。外出するときに困ることは何ですか。(複数選択可)



「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「障害者差別解消法」 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、関係機 関と連携し、ハード・ソフトの両面から物理的な障害や精神的な障壁に対するバリア フリー化や情報提供・意思疎通支援にかかる施策により誰もが暮らしやすいまちづく りを進めていきます。

主な取組	内 容
道路・公共施設の バリアフリー化	○バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づき、福祉のまちづくり条例に沿った、道路や公共施設の整備・改修を行います。
「合理的配慮」の提供体 制整備	○「障害者差別解消法」や国の基本方針等を踏まえ、行政機関や企業、教育機関等で「合理的配慮」を実践できる体制を強化します。
移動・交通の バリアフリー化の推進	○デマンドタクシー運行の継続を図ります。○福祉タクシー券の給付を継続し、障害のある人の社会参加を促進します。

(3) 情報環境・意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障害のある人が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得利用でき、円滑に意思疎通を図ることが極めて重要です。

本市では、意思疎通を図ることに支障がある聴覚・視覚障害等がある人に、手話通 訳者や要約筆記者等の派遣や、点訳・音声訳による広報紙等の情報提供を行っていま す。

また、市の行事においては、手話通訳や要約筆記の導入を進めているところです。 さらに、手話に関心を持ち身近に感じることができるよう、あいサポート研修を通じ て市の職員や企業の社員に対し、手話を学ぶ機会を設けています。

しかし、手話通訳者等の支援は高い専門性が必要であり、人材育成が容易ではないため、今後手話通訳者等の派遣について、支援者を十分に確保できない状況が考えられます。

ついては、障害の種類や程度に応じた意思疎通等の手段を選択することができるよう、コミュニケーションデバイスの提供を含め、日常的に福祉制度や生活に関する必要な情報等を容易に取得できる仕組み作りが必要です。

【取組の方向性】

障害のある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、あいサポート研修を通じて、 障害についての正しい理解を促進し、あらゆる場面で合理的配慮が実施できるよう推 進していきます。

また、コミュニケーションデバイスの導入や福祉制度に加え、生活に関する必要な 市の情報等を容易に取得できる仕組み作りについて、まずは市役所の関係各課におい て検討していきます。

主な取組	内 容
多様な手段による情報環境の充実	 ○各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、広報紙や市ホームページや告知放送を活用した情報環境の一層の充実を図ります。 ○コミュニケーションデバイスの導入に向けた検証を行います。 ○情報冊子の定期的な更新・配布を行います。
聴覚障害者等のコミュニケーション支援	 ○聴覚障害等のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、行政機関、医療機関、事業所等での意思疎通の支援をします。 ○聴覚障害のある人に対して、補聴器購入費用等の一部助成や、行政の相談窓口での筆談ボード等の設置を進めます。 ○市役所内での「耳マーク」を表示や軟骨伝導式集音器の設置により、聴覚障害のある人等のコミュニケーションを支援します。
あいサポート研修の実施	○障害についての正しい理解と、合理的配慮の実施を促します。○手話の普及と習得の機会を提供します。
声の広報の発行	○文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音声訳により、広報紙、その他障害のある人が地域生活をするうえで必要 度の高い情報などを定期的に提供します。

手話あいさつ

① おはようございます

右手の にぎりこぶしを こめかみにあて 下へおろす



「あいさつ」 両手の 人差し指を むかいあわせて 同時に曲げる

⑤ お大事に

胸の前に左手をあて、 その甲を右手で回すように なでる



② こんにちは

右手の人差し指と中指を そろえて立てて、おでこに あてる

時計の12時をあらわす



⑥ すみません

みけんをつまみ、 ⑦[お願いします]の 動きをする



③ こんばんは

両手の平を向こうにむけ、 左右から重なるように 合わせる



⑦ よろしくお願いします



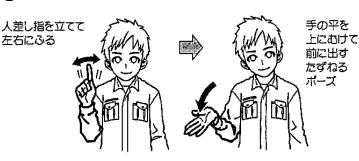
「お願いします」 顔の正面に手を まっすぐ立て、 そのままひじから 上を前にたおす

④ お待ちください

右手の甲を向こうにむけ 2~4指を曲げた上にあごをのせる 左手は「お願いします」P6の動きを する



⑧ どうされましたか?



山口県手話通訳問題研究会 著イラスト(ヨシトミ)

(4)安全・安心の確保

【現状と課題】

自然災害などの災害時において、できる限り人的犠牲を少なくするには、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考えと、行政機関等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を考えた支援体制の構築が重要となります。

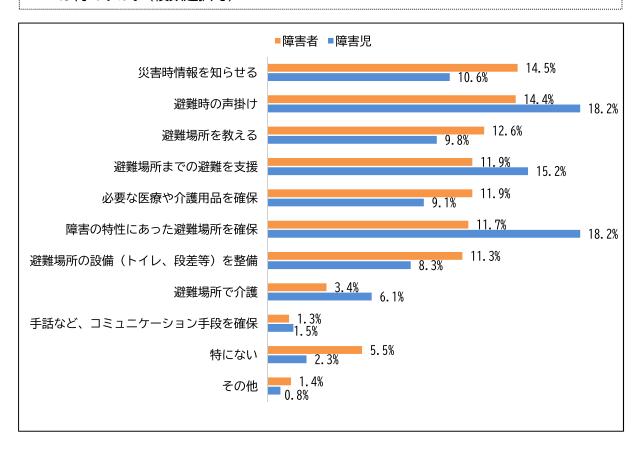
このため、市では、災害対策基本法に基づき、災害時に何らかの助けを必要とする高齢者や障害のある人等の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成するとともに、 地域の中で日頃からの見守り活動や災害情報の提供、避難時の円滑かつ迅速な安否 確認や避難誘導が行われるための具体的な計画である個別避難計画の作成を進めて います。

しかしながら、アンケート調査において、災害時に支援してほしいことでは、避難時の声掛けや、避難情報の提供、障害の特性に合った避難場所の確保が上位となっていることから、制度の周知を図ること及び、防災意識の醸成と地域の防災力の強化を図ることが必要です。



長門福祉作業センター 消火器訓練の様子

問 災害時の避難等についてお伺いします。火事や地震等の災害時に支援してほしいこと は何ですか。(複数選択可)



【取組の方向性】

防災訓練や防災教育、広報等を通じ、防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者名簿の活用、個別避難計画についての周知や必要性・重要性の認識の向上を図ります。

また、地域見守り活動「まめかいねネットワーク」事業への協力事業者の拡充に 努めるとともに、住み慣れた地域で安全・安心して生活していくため、公的なサー ビスだけでは対応できない地域における日頃からの見守り体制や支え合いの取り組 みを推進していきます。

主な取組	内 容
防災に関する知識の普及	○広報紙やほっちゃテレビ等で、防災に関する知識の普及・啓 発を行います。
防災訓練・防災教育の実施	〇いざというときに安全で適切な行動がとれるよう、災害時の 行動を理解し、身につけたり、防災意識を高める等の講座を 実施します。
災害時の支援体制の確保	○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の周知を図り、活用を促します。○実効性のある個別避難計画の作成を進めます。
災害時の福祉避難所の設 置	○障害の特性に応じた避難所の設置を進めます。
地域見守り活動「まめかい ねネットワーク」事業の実施	○市と協定を結んだ事業者が、通常業務の中で高齢者等を見守り、異変を早期に発見・通報することで、早期支援に繋げます。

4 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進

(1) 障害特性に応じた就労支援

【現状と課題】

障害のある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、その人自身の生きがいにもなります。

アンケート調査では、就労支援として「職場の障害者理解」が必要という回答が最 も多く、障害特性が十分理解されていない現状が浮かび上がっています。

また、同じ職場で継続して働くために、山口県障害者職業センターによるジョブコーチ支援事業や障害者就業・生活支援センターによる障害特性を踏まえた専門的な支援が行われていますが、それでも同じ職場で働き続けることが難しい現状があります。

他にも、就労継続支援A・B型といった福祉的就労から一般就労へ移行する際に、 スムーズに移行できない場合の相談体制など、制度の狭間で支援が行き届きにくいこ とも指摘されています。

また、一般就労に比べ、福祉的就労の工賃収入は低く、工賃の向上が課題となっています。

しかし、障害が要因で就労が困難な人にとって、福祉的就労は訓練を受ける場、働 く場として、重要な役割を果たしています。

市では、関係機関と連携して、障害のある人の就労をバックアップできる体制を強化させるほか、障害者優先調達推進法に基づき、福祉的就労を行っている事業所への継続的な業務の発注や新たな役務の提供に努めていく必要があります。

また、農福連携などについても、必要な情報を提供し、就労の選択肢が広がるよう 支援する必要があります。 問 就労支援についてお伺いします。障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数選択可・上位5項目)



【取組の方向性】

福祉的就労の工賃向上に向けた調達方針を定め、福祉的就労を行っている事業所へ 優先的に業務の発注が可能となるよう市全体で取り組みを進めます。

また、障害のある人が働きやすい環境を整えるための支援として、一般企業に対し 障害者の理解促進・普及啓発を行い、福祉的就労から一般就労への移行を進めます。

また、農福連携にも取り組めるよう、必要な情報を提供し、就労の選択肢を広げます。



友愛センター 農福連携



くじらの箸置き



きらめき作品展示会・販売会



友愛センター 清掃作業

主な取組	内 容
関係機関の連携強化	○「長門市障害者自立支援協議会 就労支援部会」就労継続支援事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、地域活動支援センター、行政等が連携し、障害のある人の雇用・就労を促進するための情報共有や課題解決を図ります。 ○「萩・長門地域関係機関連携協議会」萩総合支援学校を中心に萩・長門圏域の関係機関が連携して、総合支援学校の卒業後の一般就労を促進する活動を行います。 ○「障がい者就業支援関係機関連絡会」障害者就業・生活支援センターを中心に萩・長門圏域の一般企業・福祉就労サービス事業所、相談支援事業所、医療機関、行政等の関係機関が連携し、障害のある人の一般就労を支援するため情報交換や講演会等を行います。
社会適応訓練の実施	○地域活動支援センターたけのこ村において、集中力、対人能力、 仕事に対する持久力及び環境適応能力等を訓練することで就労 移行支援や就労継続支援 A 型・B 型事業所等へつなぎます。
就労移行支援の実施	○一般企業での雇用を希望する人が、就労継続支援事業所等から 一般就労へ移行できるよう、知識や能力が向上するための指導 を行います。○就労に関する関係機関の連携強化を図ります。
就労継続支援事業 A型・B型の実施	○一般企業での雇用が困難な人の福祉的就労の場を確保するとともに、知識や能力を向上するための作業所の充実を図ります。○農福連携にも取り組めるよう関係課と連携を図り、必要な情報を提供します。
障害者優先調達の実施	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設からの物品等の調達方針を作成し、調達の実績を公表します。○障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めます。

(2) 雇用の場の拡大

【現状と課題】

障害のある人がその能力や適性に応じて就労し、経済活動に参加することは、社会的自立や自信、生きがいのある生活を送る上で重要な役割を持っています。通常の一般就労はもとより、福祉的就労を含めた広範囲な就労機会を通じて、職域の拡大や多様な就労の場を確保していくことが必要です。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者手帳所持者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務付けています。令和5年度の法定雇用率は、民間企業で2.3%、国及び地方公共団体では2.6%ですが、令和8年度にはそれぞれ2.7%、3.0%と引き上げられることが決定しています。

令和4年度の萩・長門管内における民間企業の実雇用率は、2.61%となっており、 法定雇用率の2.3%を上回っている状況ですが、今後の法定雇用率の引き上げを見据 え、より一層、民間企業へ理解を求めていくことが必要となります。

障害のある人の就労を促進するためには、それぞれが特性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件(勤務時間・日数など)の多様化を図るとともに、周囲の人が障害のある人やその特性を理解する必要があります。

障害のある人が当たり前に働ける社会をつくるためには、社会全体で障害のある人 に適した仕事内容や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていくことが必 要です。

【取組の方向性】

行政機関での障害者雇用に努めるとともに、各種雇用関係機関と連携し、事業主に対する障害者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めることで、障害者の雇用促進とともに雇用環境の整備を図ります。

また、民間企業の関係者との懇話会や福祉就労施設の見学を実施するなど、障害者雇用の理解促進に努めます。

主な取組	内 容
事業主等への啓発・広報	 ○公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めます。 ○職場でのコミュニケーション等に不安のある障害者の雇用促進のために、商工会等を通じ地域の民間企業等に対して障害の正しい理解を深めるための啓発・広報に努めます。
行政機関への障害者雇 用の推進	○関係法令に基づき、障害のある人の雇用促進に努めます。
民間企業の障害者雇用 への理解促進	○あいサポート研修などを通じて、民間企業の障害者雇用の理解 促進に努めます。



きらめき作品展示会・販売会



さざんか ベッドメイキング



きらめき作品展示会・販売会

5 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

(1) 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興

【現状と課題】

障害のある人にとってスポーツは、健康の保持・増進、身体機能の向上のみならず、 精神的な面でも生活に対する充実感やストレスの解消、自立と社会参加を図るうえで も大きな役割を果たしています。

本市の障害者スポーツ振興については、パラリンピック選手を迎えての陸上教室ふれあい体験会の実施や、障害者団体へスポーツイベントを委託するなど、年齢や性別、 障害の種別を超えて広く参画できるよう種目を工夫し実施しているところです。

また、障害のある方にとって文化芸術活動は、余暇活動の充実や、生きがいの創出、 自己表現やコミュニケーション能力の拡大や、自己肯定感の向上など様々な効果が期 待されているため、障害のある人が作成した作品を披露する機会として、きらめき作 品展示会を実施しています。

アンケートにおいて、趣味・教養などの文化・芸術活動や自治会活動・祭りなどの 地域の行事への参加を希望されており、参加するにあたっては、参加しやすい機会の 拡充を望まれていることから、より一層のスポーツ・文化芸術活動の参加、鑑賞、発 表などの行事等に参加しやすい環境づくりや理解促進を図る必要があります。

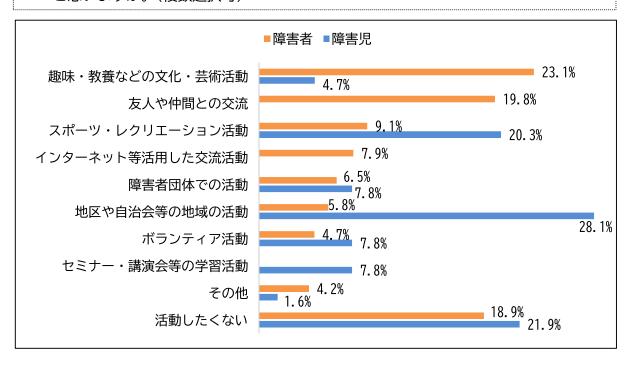


長門福祉作業センター ボッチャ競技

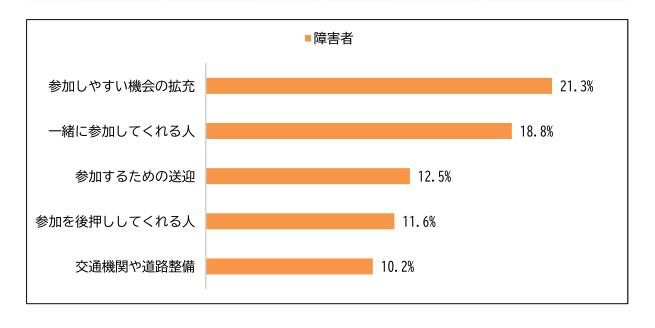


障害者スポーツ大会

問 社会参加・地域活動についてお伺いします。今後どのような行事や活動に参加したいと思いますか。(複数選択可)



問 社会参加・地域活動について障害者の方へお伺いします。地域や社会に積極的に参加 できるために、特に大切なことは何ですか。(主なもの2つ・上位5項目)



障害者団体等との連携を図りながら、障害のある人が、スポーツ・文化芸術活動へ 参加しやすい機会の拡充を図ります。

また、年齢や性別、障害の種別を超えて広く参画できるよう配慮した環境づくりを 進めていきます。

主な取組	内 容
スポーツ・レクリエーション活動への支援	○スポーツイベント障害のある人の体力増強、交流、余暇活動等を 目的として障害者等スポーツ大会を開催し、障害のある人が社 会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
文化芸術活動への支援	○障害のある人が作成した絵や手芸等作品の発表機会の提供や展示等のイベント開催を支援し、社会との交流や文化芸術活動を支援します。
障害者スポーツの振興	○キラリンピック(山口県障害者スポーツ大会)や、障害のある人もない人も共に障害者スポーツを体験して交流する「あいサポートスポーツフェスティバル」など各種イベントの周知を行い、市民の参加を促進するとともに、障害者スポーツの振興を図ります。

(2) 教育支援の充実

【現状と課題】

本市では、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の自立と社会参加を目指して、地域コーディネーターが有する高い専門性を活用し、各園・各校で相談支援等の充実に取り組んでいます。特別な教育支援が必要な児童生徒が増えている現状において、地域コーディネーターの巡回訪問による発達障害のある児童生徒の早期発見・早期支援はますます重要になっています。幼保特別支援教育研修会の実施は、関係部署との連携を強めることにより、支援体制を一層充実させる必要があります。

障害のある幼児・児童・生徒が、将来の夢や希望、思いや願いを実現できるよう、 個性や 可能性を最大限に伸ばして、主体的かつ積極的に地域や社会に参画していく ためには、特別支援教育の質をさらに向上させる必要があります。

【取組の方向性】

障害のある幼児・児童・生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児・児童・生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム (包容する教育制度)の整備を推進します。

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、幼児・児童・生徒のもてる力を高め、支援体 制の充実に努めます。

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個のニーズに応じ、円滑な学習活動や 学校生活への適切な支援ができるように、特別支援教育補助教員や地域コーディネー ターの配置を継続・充実させ、実態を踏まえたきめ細かな支援に取り組みます。

また、就学前教育・保育を担う園担当者や市の保健師との連携の重要性を認識し、引き続き情報共有に努め支援に繋げます。

主な取組	内 容
就学及び教育支援体制 の充実	○障害のある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定します。○障害のある児童生徒の発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促します。
個々の特性とライフステ ージに応じた教育支援 の実践	 ○障害のある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな指導・支援ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価を行います。 ○個別の教育支援計画や個別の指導計画が確実に引き継がれ、適切な就学指導及び進路指導がスムーズに行われるよう、定期的に関係部署と連携し、情報の共有を図るとともに、今後は学校卒業後の自立及び社会参加を目指し、就労支援機関との連携構築を図ります。
教育環境の整備の推進	○障害のある児童生徒一人一人の状態や教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、教材の配慮を行うとともに、ICT機器や補助用具の整備充実に努め、学習の充実を図ります。○障害のある児童生徒の就学機会を拡充し、児童生徒が安全で快適に学校生活が送れるように、可能な限り学校の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努め、学校施設のバリアフリー化を推進します。
教職員の資質の向上と支援体制の充実	○特別支援教育の充実のため、特別支援学級の担当者等を対象にした研修等を一層充実させ、発達障害や障害種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。○全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促進し、教職員の資質能力の向上を目指します。
特別支援教育教員補助 事業	○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個のニーズに応じ、 きめ細かな支援・対応が行えるよう、補助教員を配置します。
特別支援教育の充実事業	○特別支援教育地域コーディネーターが、幼稚園や小中学校を巡回 訪問し、発達検査や教育相談を実施して、発達障害のある幼児・児 童・生徒の早期発見、早期支援に努めます。また、教職員を対象と した研修会を実施し、教育効果を高めます。

第 4 章

成果目標・障害福祉サービス等 の必要量見込み



方愛センター 農福連携

第4章 成果目標・障害福祉 サービス等の必要量見込み

1 令和8年度の成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、以下の2つの成果目標を設定します。

① 地域生活移行者の増加

令和4年度末時点の施設入所者数 95人の内、2%が令和4年度から令和8年度の間に施設入所から共同生活援助等への地域生活へ移行します。

地域生活移行者数(人)	
2] **

※R5 年度から R8 年度まで(4 年間)の累計

② 施設入所者の削減

令和4年度末時点の施設入所者数を令和8年度末時点の施設入所者数から2%以上 削減します。

年度末時点入	【目標値】		
令和 4 年度(A)	令和 8 年度(B)	削減見込(A-B)(人)	
95	93	2	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会専門部会において、保健、医療、福祉、介護、家族等必要なメンバーを参集し、精神障害者等が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう包括的に確保されたシステムの構築を行います。

① 協議の場の開催回数・参加者数・目標及び評価の実施回数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催 回数(回/年)	6	6	6
協議の場の参加 者数(人/回)	10	10	10
目標及び評価の 実施回数(回/年)	1	1	1

② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数

単位:人

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	0	0	1
共同生活援助	20	22	22
自立生活援助	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	10	12	12

(3) 地域生活支援の充実

地域生活の継続の支援に関し、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立 を希望する者に対する支援等を進めるため、必要な機能を強化していきます。

① 地域生活支援拠点等の確保

設置形態(単独/圏域)	整備年度
単独	令和元年度

必要な機能	具体的内容	確保年月
① 相談	基幹相談支援センターの設置	令和2年4月
② 緊急時の受け入れ・対応	障害者支援施設との緊急宿泊の契約	令和元年 10 月
③ 体験の機会・場	体験宿泊の実施	令和元年 10 月
④ 専門的人材の確 保・養成	自立支援協議会専門部会にて協議・実践	継続
⑤ 地域の体制づくり	自立支援協議会専門部会にて協議・実践	継続

[※]①~⑤の必要な機能のうち1つでも確保できた場合に設置済みとなります。

② 設置箇所数等

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
拠点	単独設置	圏域設置	単独設置	圏域設置	単独設置	圏域設置
設置箇所数	1	0	1	0	1	0
拠点コーデ ィネーター 配置数	1	0	1	0	1	0
担当者の 配置人数	1	0	1	0	1	0
支援体制及 び連絡体制	1	0	1	0	1	0
検証及び 検討回数	1	0	1	0	1	0

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

適性に応じた就労ができるよう、就労継続支援事業所及び関係機関と連携を図り一般就労への移行及び定着を進めていきます。

①福祉施設利用者の一般就労への移行

単位:人

令和8年度末				
①就労移行支援事 業等				
※守 ※を通じた一般 就労移行者数	②うち就労移行支 援事業所	③うち就労継続支 援 A 型事業所	④うち就労継続支 援 B 型事業所	
4	1	1	2	

[※]令和6年度から令和8年度(3年間)までの累計

②一般就労後の定着支援

	令和8年度末
就労定着支援事業の利用者数	1人

地域の就労支援ネットワークを強化	開催回数	
し、雇用や福祉等の関係機関が連携	(自立支援協議会専門部会において協議を	
した支援体制の構築を推進するた	重ね支援体制の構築を推進します。)	
め、施策推進協議会等の場	12 回/年	

[※]生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)を行う事業

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、ニーズに応じて適切な支援が提供できるように、機能の充実を図ります。

- I 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- ① 児童発達支援センターの設置

設置年月	
平成 31 年 4 月	

② 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

児童発達支援センターを中心に、自立支援協議会子ども支援部会において協議し、 保育所等訪問支援や障害児通所支援を活用しながら、小中学校や放課後児童クラブ 等とも連携し、インクルージョンを推進する体制の構築を図ります。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の確保

確保年度
-

本市においては障害を特化せず、重症 心身障害児も対応できる事業所と受け 入れ体制についての協議を進めていき ます。

- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの 設置
- ■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

設置形態(単独/圏域)	設置年度
単独	令和元年度

■医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置

設置形態(単独/圏域)	設置年度
単独	令和元年度

⑤ 子ども・子育て支援等の障害児受入人数

単位:人

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	22	24	25
認定こども園	3	3	3
放課後児童クラブ	25	25	25
その他	0	0	0

⑥ 発達障害者等に対する支援

単位:人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・プログラム等の受講者数 (保護者)	32	30	28
ペアレント・プログラム等の受講者数 (支援者)	14	14	14
ペアレントメンター (あしすとパートナー)の人数	20	20	20
ピアサポートの活動への参加人数	80	80	80

[※]ペアレント・プログラムとは、育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラムのこと。

[※]ペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センター	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	1	1	1
訪問等による専門的 な指導・助言件数	12	12	13
人材育成支援件数	3	3	3
地域の相談機関との連 携強化の取組実施回数	12	12	12

② 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みが行われるよう、また、取り組みを行うために必要な協議会の体制確保協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みが行われるよう、また、取り組みを行うために必要な協議会の体制確保

体制の確保 確保済

自立支援協議会において、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制を構築しており、相談支援事業所が行う個々のモニタリング等から個別のニーズの困りごとから地域の課題を抽出し、専門部会において必要なサービスの洗い出しや課題解決に向けた協議を実施。課題解決できない事柄については、障害者施策の総合的・計画的な推進を図る障害者保健福祉推進会議へ提言する体制を確保している。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上をさせるための 取組に係る体制の構築

基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所などの関係機関と連携し、障害福祉サービス等の計画・モニタリングの調整・指導などを行い障害者に適したサービスを提供するとともに、研修会などを通じた支援者のスキルアップにより障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

また、請求審査結果を分析し、その結果を活用した勉強会等が実施できる体制を 構築します。

2 障害福祉サービス等の必要量見込み

◆障害者を対象としたサービスの体系

大分類	小分類	サービスの種類
		①居宅介護
		②重度訪問介護
	(1)訪問系サービス	③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
		①生活介護
		②自立訓練(機能訓練)
		③自立訓練(生活訓練)
障害		④宿泊型自立訓練
障害福祉サービス	(2)日中活動系サービス	⑤就労移行支援
祉サ		⑥就労継続支援A型(雇用型)
ĺ		⑦就労継続支援B型(非雇用型)
Z		⑧就労定着支援
		⑨就労選択支援
		⑩療養介護
		⑪短期入所
		①自立生活援助
	(3)居住系サービス	②共同生活援助
		③施設入所支援
	 (4)相談支援	①地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
	(年/旧改义]及	②計画相談支援
堤		①児童発達支援
里 福		②放課後等デイサービス
祉	(1)障害児通所支援	③保育所等訪問支援
児童福祉法上のサービス		④居宅訪問型児童発達支援
サ		⑤医療型児童発達支援
l l	(2)障害児相談支援	①障害児相談支援
え	(6月早百元百秋又須	②医療的ケア児コーディネーターの配置

大分類	小分類	サービスの種類
		①理解促進研修・啓発
		②自発的活動支援
		③相談支援
		④成年後見制度利用支援
		⑤成年後見制度法人後見支援
地域	(1)必須・促進事業	⑥意思疎通支援
生		⑦日常生活用具給付等
古		⑧手話奉仕員養成研修
援	地 (1)必須·促進事業 生 活 支 援 事 業	⑨移動支援
業		⑩地域活動支援センター事業
		⑪発達障害児者及び家族等支援事業
	(2)任意事業	①日中一時支援
		②社会参加支援
		③訪問入浴サービス
		④地域移行のための安心生活支援

障害福祉サービス

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、関係 機関との緊密な連携を図りつつ提供されるさまざまな福祉サービスです。

各サービスの内容と実績及び今後の事業量見込みは以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護 (ホームヘルプ)

居宅において入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。

単位:人/月、時間/月

TE 7.7 73 (31 - 31 - 37)							
区公		第6期			第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用人数	37	35	33	33	33	33	
利用時間	403	333	311	311	311	311	

令和3~4年度は実績の月平均、令和5~8年度は見込みの月平均数値(以下同じ)

② 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者または知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者に対し、居宅において入浴、排泄、食事の介護や家事、外出中の介護を総合的に行います。

現在のところ実績がありません

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時において同行し、 移動に必要な情報の提供と、移動の援護、排泄及び食事の介護その他外出する際に 必要な援助を行います。

単位:人/月、時間/月

区公		第6期			第7期	
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	1	0	0	1	1	1
利用時間	1	0	0	10	10	10

④ 行動援護

知的障害者又は精神障害者で、行動上著しい困難を有する人が、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事の介護その他行動する際の必要な援助を行います。

現在のところ実績がありません

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、介護の必要な程度が著しく高い障害者に、居宅介護その他 の障害福祉サービスを包括的に提供します。

現在のところ実績がありません



さざんか 草取り作業

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする障害者に対して、日中において、施設で入浴や排泄、食事など の介助を行うとともに、調理や掃除等の家事や生活等に関する相談及び助言などの日常 生活上の支援、創作的活動や生産的活動の機会を提供します。

単位:人/月、日/月

区分		第6期			第7期	
巨刀	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	117	119	116	116	116	116
利用日数	2, 457	2, 421	2, 457	2, 457	2, 457	2, 457

② 自立訓練 (機能訓練)

機能訓練は、身体障害者または難病等対象者に対して、地域で生活するうえで、一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上のため、施設や居宅において理学療法や作業療法その他の必要な支援を行います。

現在のところ実績がありません

③ 自立訓練(生活訓練)

生活訓練は、知的障害者または精神障害者に対して、一定期間、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言を行います。

単位:人/月、日/月

区分	第6期			第7期		
区刀	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	4	6	10	11	13	13
利用日数	78	93	139	154	182	182

④ 宿泊型自立訓練

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

単位:人/月、日/月

反丛	第6期			第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	2	1	2	2	2	2
利用日数	607	365	514	514	514	514

⑤ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動 の機会を提供するなど、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じ た職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談等を行います。

単位:人/月、日/月

区公		第6期			第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用人数	2	3	2	2	2	2	
利用日数	43	61	44	44	44	44	

⑥ 就労継続支援A型(雇用型)

一般企業等での雇用が困難な障害者に対して、雇用契約等による生産活動等の機 会の提供など、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行い ます。

単位:人/月、日/月

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	18	9	9	9	9	9
利用日数	287	169	180	180	180	180

⑦ 就労継続支援B型(非雇用型)

就労移行支援等を利用したが、一般企業への雇用が難しい障害者や、一定年齢に達している障害者等に、生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

単位:人/月、日/月

区公		第6期		第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	126	129	128	127	127	126
利用日数	2,097	2,037	2,049	2,032	2,032	2,016



友愛センター 買い物学習

⑧ 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就 労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪 問や障害者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理 などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助 言等の支援を行います。

単位:人/月

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数						1

9 就労選択支援

障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う サービスです。

単位:人/月

区分		第6期			第7期	
巨刀	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数					1	1

⑩ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に対して、医療機関において機能訓練、療養 上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行います。

単位:人/月

区公		第6期			第7期	
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	12	12	12	13	13	13

① 短期入所(ショートステイ)

在宅で、障害者等を介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設 で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

単位:人/月、日/月

ロ ハ		第6期		第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	8	6	8	8	8	8
利用日数	113	94	125	125	125	125



長門福祉作業センター 菓子箱組立作業

(3)居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一 人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに 課題は無いか、公共料金や家賃に滞納が無いか、体調に変化は無いか、通院してい るか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関 等の連絡調整を行います。また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等 による随時の対応し、適時のタイミングで適切な支援を行います。

現在のところ実績がありません

② 共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。

単位:人/月

区公		第6期			第7期	
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	32	37	41	41	43	45

③ 施設入所支援

施設に入所する障害者に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護、生活に関する 相談等の日常生活上の支援を行います。

単位:人/月

区公		第6期		第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	96	96	95	93	92	91

(4)相談支援

① 地域相談支援(地域移行支援·地域定着支援)

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所又は、精神科病院に入院している障害者、また、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者に対し、住居の確保地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障害者(入所施設や精神科病院から退所・退院した者・家族との同居から一人暮らしに移行した者・地域生活が不安定な者)に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談や支援を行います。

単位:人/年

	反厶	第6期			第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
_	也域移行 引用人数	1	1	1	1	2	2
	也域定着 リ用人数	0	0	1	0	0	1

② 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合 に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切 なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

単位:人/月

反丛		第6期		第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	80	83	77	77	77	77

児童福祉法上のサービス

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、心身に障害を持つ児童に対して生活能力の向上や、集団生活 への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行うサービスです。

① 児童発達支援

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

単位:人、日/月

区分	第2期			第3期			
区别	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用人数	42	41	42	43	43	44	
利用日数	334	272	233	238	238	244	

② 放課後等デイサービス

通学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

単位:人、日/月

区分	第2期			第3期		
巨刀	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	75	86	86	88	88	88
利用日数	454	446	445	446	446	446

③ 保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との 集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。

単位:人、日/月

区公		第2期			第3期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用人数	5	6	6	7	8	10	
利用日数	10	10	7	7	7	7	

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外 出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪 問して発達支援を行うサービスです。

現在のところ実績がありません

⑤ 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

現在のところ実績がありません

(2)障害児相談支援

障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を効果的 に利用するためのマネジメントを行う支援です。

① 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

単位:人/月

反丛		第2期		第3期			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用人数	26	30	31	32	32	33	

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケアが必要な障害児とその家族に対し、関連分野の I 援の総合的な調整を 行う医療的ケア児等コーディネーターの配置を行います。

単位:人/年

区公		第2期		第3期			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
配置人数	5	5	6	6	6	7	

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業

(I) 必須事業·促進事業

① 理解促進研修·啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

単位:回数、人/年

	区人	第6期			第7期		
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用回数	5	4	4	4	4	4
	利用人数	286	127	180	200	200	200

② 本人活動支援事業/自発的活動支援事業

知的障害者に対して、清掃ボランティア活動や地域のふるさと祭り出店等の社会貢献活動への参加を促し、これらの活動を通じて、知的障害者が自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の本人活動を支援します。

単位:箇所、人/年

区公		第6期		第7期			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
利用人数	85	81	180	200	200	200	

③─Ⅰ 相談支援事業

障害者等、障害児の保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供 等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者 等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

単位:箇所、件/年

	区分	第6期			第7期		
	卢 刀	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	箇所数	3	3	2	2	2	2
	相談件数	2,770	5, 942	1,400	1,400	1,400	1,400

③-2 相談支援事業/基幹型相談支援センター強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、 基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、 情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、 相談支援機能の強化を図ります。

単位:箇所、件/年

区分	第6期			第7期		
区刀	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
相談件数	2, 921	1, 717	1,700	1,700	1, 700	1, 700

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りが無いなど、親族などによる後見等開始の審判を申し立てることが困難な場合、市長が代わって申立てを行ったり、費用負担が困難な場合、審判の市長申立てにかかる費用及び成年後見人等への報酬の助成を行ったりすることによって、成年後見制度の利用促進を図ります。

単位:人/年

区分	第6期			第7期		
区刀	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立数	0	0	2	2	2	2
報酬助成数	0	0	1	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安 定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。 本市では今のところ利用の実績も見込みもありませんが、成年後見制度法人後見の 周知は進めます。

現在のところ実績がありません

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者・奉仕員、要約筆記者を派遣する事業で、障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等との意思疎通を仲介する事業を行います。

単位:人、回/年

区分		第6期		第7期			
区刀	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
要約筆記者・奉 仕員派遣事業	1	1	2	24	24	24	
手話通訳者・奉 仕員派遣事業	76	64	70	94	94	94	
実利用人数	5	5	7	7	7	7	

⑦ 日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の給付を行います。

単位:件/年

区公		第6期		第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	1, 121	1, 224	1,334	1, 334	1, 334	1, 334

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手 話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

単位:人/年

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	3	1	1	2	2	2

9 移動支援事業

自立支援給付の対象とならないケースにおいて、外出時の円滑な移動の支援を行います。

単位:箇所、時間/年、人

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	1	1	1	1	1	1
利用人数	267	322	317	296	296	296
利用時間	6	6	5	5	5	5

⑩-Ⅰ 地域活動支援センター事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

単位:箇所、人/年

区分	第6期			第7期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	
利用人数	17	17	21	21	21	21	

⑩-2 地域活動支援センター機能強化事業(地域活動支援センターⅡ型)

地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域において雇用・就労が困難な在宅 障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

単位:箇所、人/年

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1

Ⅲ-Ⅰ発達障害児者及び家族等支援事業/あしすとピアサポート事業

障害者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を 支援します。

単位:回数、人/年

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	21	27	27	30	30	30
利用人数	65	81	83	85	85	85

Ⅲ-2 発達障害児者及び家族等支援事業/あしすとパートナー養成・フォローアップ事業

発達障害児(者)の子育ての経験を有する家族等を対象に、その経験を活かし、発達障害が疑われる児の保護者等の相談・助言を行う者(=「あしすとパートナー」)の養成を行います。

単位:回数、人/年

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	4	5	4	4	4	4
利用人数	38	37	40	40	40	40

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業/日常生活支援

障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労と一時的な休息を図ります。

単位:箇所、回/年、人

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	7	9	9	9	9	9
利用回数	1,558	1,093	1, 296	1,386	1,386	1, 386
利用人数	45	41	44	46	46	46

② 社会参加支援事業

障害のある人の社会参加を促進する事業です。

○ レクリエーション活動等支援事業 (スポーツ等)

障害者等の体力増強、交流、余暇活動等を目的として障害者等スポーツ大会を開催 します。

単位:人/年

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	中止	中止	95	100	100	100

○ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者等のために、音声訳により、市広報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。

単位:人/年

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	9	9	10	10	10	10

○ 自動車運転免許取得·改造助成事業

障害者の就労等社会活動への参加を促進するために、障害者に対する自動車運転免 許の取得費用または身体障害者に対する自動車の改造に要する費用の一部を助成し ます。

単位:人/年

						1 - 7 1
反丛	第6期			第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	1	1	1	2	2	2

③ 訪問入浴サービス/日常生活支援

在宅の身体障害者で、通所による入浴サービスの提供を受けることが困難な方に対して入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

単位:箇所、回数/年、人

反丛	第6期			第7期		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
利用回数	175	167	275	276	276	276
利用人数	4	3	4	5	5	5

④ 地域移行のための安心生活支援/日常生活支援

○居室確保事業(体験的宿泊・緊急一時的な宿泊)

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行い、地域移行促進を図ります。

単位:箇所/年、人

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	2	2	2	2	2	2
利用人数	0	1	1	1	1	1

4 自立支援給付等及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

(1) 障害者に対する虐待の防止

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって 障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、本市においては支援の在り方考え方を再認識いただくとともに、今後の支援のスキルアップのため関係機関を対象とした研修会等を行います。

(2) 意思決定の促進

障害福祉サービス等における、利用相談・計画段階での状況を把握し、本人の意思 を尊重し、利用者のサービス提供に繋げます。

(3) 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

市内各種イベント・スポーツ行事・きらめき作品展示会・販売会などを中心に普及 啓発を行い、市民との交流を深め、社会参加の促進を図ります。

(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者がさまざまな情報を取得しやすいよう、広報・告知放送・文字放送・関係機関などの情報提供手段を通じて、情報を取得しやすいように努めます。

また、意思疎通支援用具・意思疎通支援者などの意思疎通手段を通じて、障害者が コミュニケーションを取りやすい環境づくりに取り組みます。

(5) 障害を理由とする差別解消の推進

障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例に基づき、関係機関への研修、市職員などへのあいサポート研修などの普及啓発を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。

(6) ひきこもり支援の促進

ひきこもりの状態にある方やその家族に対し相談支援を行うことで、その人の状況に応じた適切な支援につなげます。

また、地域における関係機関とネットワークを構築することで、就労に向けた支援を段階的に進めていきます。

○支援内容

- ・相談
- ・居場所の提供
- ・就労体験

〇ひきこもりの居場所の状況

	第6期		第7期		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数		1	1	1	1
利用実人数		3	3	4	4
相談延件数		18	18	24	24

○基幹相談支援センターにおけるひきこもりの対応状況

	第6期		第7期		
	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談実人数	34	37	37	37	37
相談延人数	403	438	438	438	438

令和4年度実績値、令和5年度から令和8年度は見込み数値

【参考】内閣府調査出現率にみる長門市のひきこもり推計数

	年齢	平成22年度	平成27年度	平成30年度	令和4年度
\ \(\(\)	15歳~39歳	8, 764	7, 240		5, 491
人口(人)	40歳~64歳	l		10, 597	9, 511
出現率(%)	15歳~39歳	1. 79	1.57		2. 05
山	40歳~64歳		_	1.45	2. 02
推計数(人)	15歳~39歳	157	114		113
1年51女人(人)	40歳~64歳	_	_	154	192

長門市住民基本台帳人口(3月31日)による

※年度は、内閣府の調査年度

※出現率は、内閣府調査の有効回収数に占めるひきこもり該当者の割合

■ひきこもり支援体制図

地域支援

⑥協議会 |

教育委員会 長門市医師会

山口県弁護士会

長門市社会福祉協議会

萩児童相談所

生活困窮者自立支援事業の体制協議や施策化を行う

市民活動推進課

萩公共職業安定所

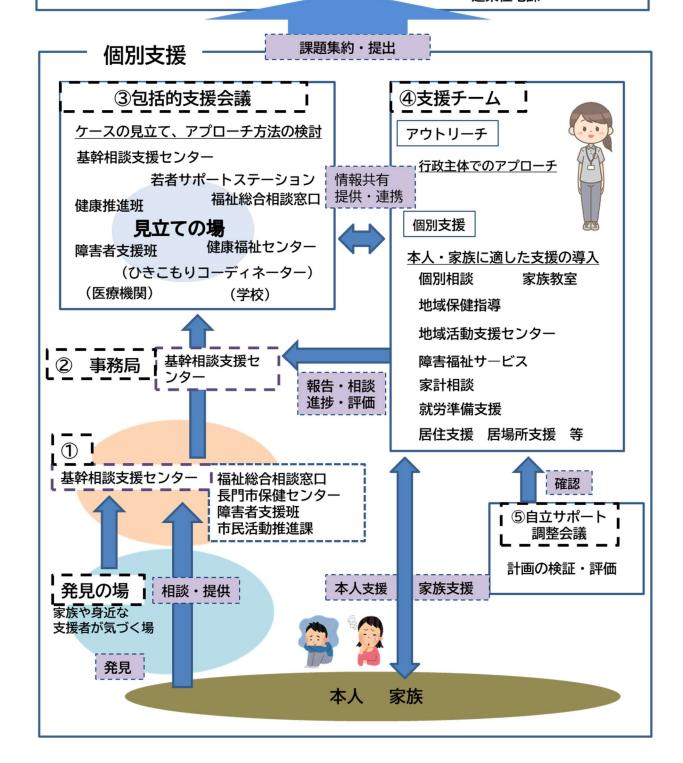
生活困窮者自立支援事業運営協議会

高齢福祉課

長門健康福祉センター 地域福祉課

健康増進課

子育て支援課 建築住宅課



第 5 章

計画の推進

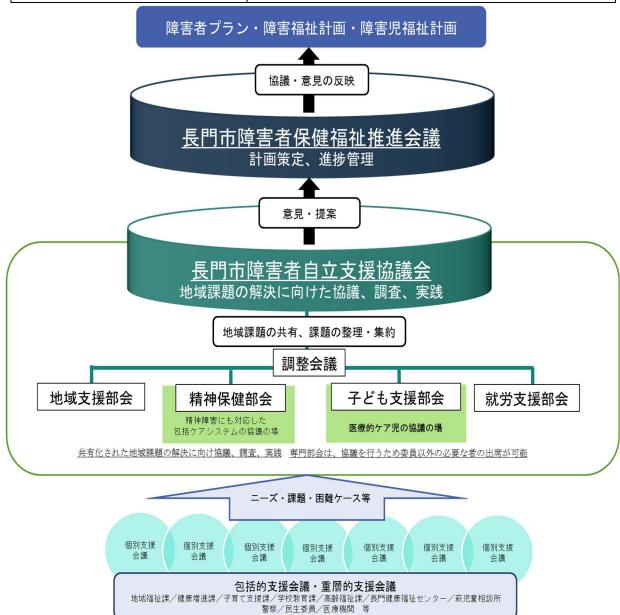


あけぼの園 きらめき作品展示会作品

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

名 称	主な役割
長門市障害者保健福祉推進会議	・障害者施策の総合的・計画的な推進 ・プラン・計画作成のための協議
長門市障害者自立支援協議会	・地域ネットワークの構築 ・困難事例の対応 ・施策の具体化への提言

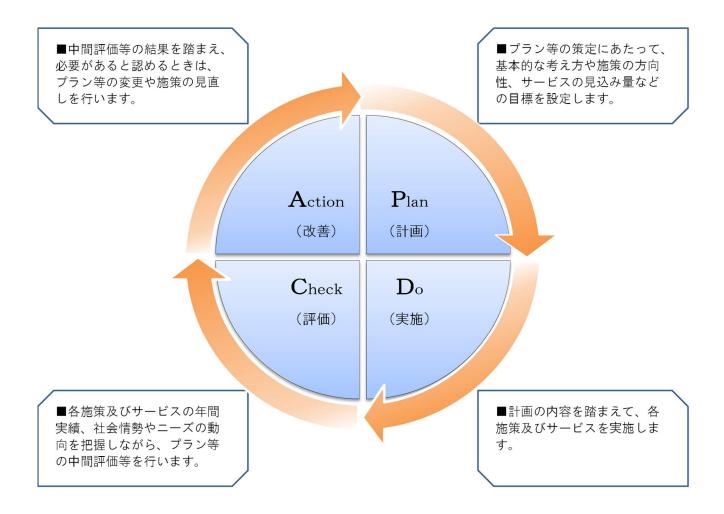


2 計画の評価と進行管理

長門市障害者保健福祉推進会議において、取組内容や進捗状況を毎年報告し、検証を行いながら、必要に応じて施策や事業の改善を図る仕組み(PDCAサイクル)を 導入して実施していきます。

具体的には、長門市障害者自立支援協議会において、個人ニーズや課題を吸い上げ、 地域の課題として整理・共有化を図り、解決に向けた協議、調査、実践を行います。

また、長門市障害者自立支援協議会において解決できない課題など、制度化に向けた意見・提案を長門市障害者保健福祉推進会議において協議し、計画の評価、見直しを行っていきます。



資料編



きらめき作品展示会 個人作品 題名「真っ赤な薔薇園と自由な庭師」

資料編

1 地域の支援体制の整備状況

(1) 地域見守り活動「まめかいねネットワーク」協定事業所 令和6年2月1日現在

NO	事業所名	住 所
1	日本郵便株式会社長門市内郵便局	長門市東深川 894 番地 1
2	中国電力ネットワーク株式会社 萩ネットワークセンター	萩市大字椿字沖田 2106 番地
3	一般社団法人 山口県LPガス協会 長門支部	長門市油谷新別名 965-3
4	生活協同組合コープやまぐち	山口市小郡上郷 901-21
5	山口ヤクルト販売株式会社	山口市小郡黄金町 14-7
6	ヤマト運輸株式会社 山口主管支店	山口市鋳銭司字鋳銭司団地北 447-45
7	株式会社 西京銀行	周南市平和通1丁目10番の2
8	第一生命保険株式会社 山口支社 長門営業オフィス	長門市東深川 1931-7
9	長門市上下水道局 (水道メーター検針業務)	長門市東深川 1339 番地 2
10	綜合警備保障株式会社 山口支社	周南市御幸通 2-18
11	山口県農業協同組合 長門総括本部	長門市東深川 1941 番地
12	株式会社 丸久	防府市大字江泊 1936
13	山口県タクシー協会 長門地区会	長門市仙崎 1031-67
14	ティーエスアルフレッサ株式会社 長門支店	長門市仙崎 336-4
15	株式会社 セブン-イレブン・ジャパン ※市内 9 店舗	山口市小郡黄金町 13-41
16	損害保険ジャパン株式会社 山口支店	山口市泉都町 7-11 損保ジャパン山口ビル7F
17	株式会社 ネクト	山口市下小鯖 2706-3
18	株式会社 フジ・リテイリング フジ長門店	長門市仙崎 322-2
19	株式会社 セイエル	萩市大字椿 2760-6
20	株式会社 明乳松浦 萩営業所	萩市大字椿 3573-1

(2) 災害時における福祉避難所協定事業所

〈高齢者関係施設〉

【養護老人ホーム】

施設名	設置者	所在地
ゆもと苑	社会福祉法人 福祥会	長門市深川湯本10600番地1

【特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)】

THAT DEBOTO TO THE BOTOM TO THE					
施設名	設置者	所在地			
明和苑	社会福祉法人 明和会	長門市三隅中1811番地			
恵光苑	社会福祉法人 新永福祉会	長門市東深川10062番地27			
養寿苑	社会福祉法人 同心会	長門市油谷向津具上10344番地			
へき楽園	社会福祉法人 へき寿会	長門市日置上3114番地			
吉祥苑	社会福祉法人 福祥会	長門市深川湯本10600番地1			
シャイディック和水	社会福祉法人 明和会	長門市三隅中1811番地			

【グループホーム (認知症対応型共同生活介護)】

施設名	設置者	所在地	
きららの里	社会福祉法人 福祥会	長門市深川湯本10600番地1	
わかば苑	特定非営利活動法人 裕心会	長門市三隅上5109番地1	
ひまわり	特定非営利活動法人 ひまわり	長門市油谷伊上2238番地	
ゆうなぎ	有限会社ライフサポートながと	長門市仙崎10040番地1	
ひまわり日置	ひまわり有限会社	長門市日置上1540番地1	
やすらぎの里	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会	長門市油谷河原2016番地11	

令和6年2月1日現在

【介護老人保健施設】

施設名	設置者	所在地
福寿苑	医療法人社団 福寿会	長門市日置中2488番地
かつら苑	医療法人 生山会	長門市俵山4910番地1
サンライズ21	医療法人社団 成蹊会	長門市東深川889番地1

【サービス付き高齢者向け住宅】

施設名	設置者	所在地
清風オリオン	社会福祉法人 清風会	長門市三隅中286番地

〈障害者関係施設〉

【障害者支援施設】

THE HOUSE PROPERTY OF THE PROP					
施設名	設置者	所在地			
湯免清風園	社会福祉法人 清風会	長門市三隅中393番地1			
あけぼの園	社会福祉法人 永久会	長門市油谷久富10045番地			
福祥苑	社会福祉法人 福祥会	長門市深川湯本10620番地2			

【共同生活援助事業所】

施設名	設置者	所在地
キュアプレイス三隅	特定非営利活動法人 キュアポート	長門市三隅中301番地4
ほのぼのホーム	社会福祉法人 永久会	長門市油谷新別名926番地2

〈児童関係施設〉

【児童養護施設】

施設名		設置者	所在地
俵山湯の家	社会福祉法人	長門市社会福祉協議会	長門市俵山4827番地1

令和6年2月1日現在

2 用語説明

あ行

あしすとパートナー

発達障害等のある子どもの子育てをした経験が誰かの参考になればと、相談を受けるための講座を受講し、市から認定されたアドバイザー。

インクルーシブ教育

特別な教育的ニーズのある児童を、大多数の児童を対象とした教育制度に受け入れ、共に学ぶことをいう。

親亡き後(問題)

障害をもつ子供を抱える家庭にとっては、その子の面倒を全面的にみている両親が将来その子を支えられなくなったら、その子の財産や身上監護を誰がどのように担ってくれるのだろうかという漠然とした不安や心配が、最も切実な問題。

か行

基幹相談支援センター

障害のある人の総合相談窓口かつ中核的な機 関であり、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、 関係機関の連携の支援を行う。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対して、地域のさまざま な社会資源を活用したケアプラン(個別支援計画) を作成し、適切なサービスを行う手法。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応 (悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、 必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

権利擁護

自己の権利やニーズを表明することが困難な 人に代わって、援助者が代理として権利やニーズ の獲得を行うこと。

公共職業安定所

労働市場の実情に応じて労働力の需給の適正な調整を行うために、全国的体系で組織、設置される総合的雇用サービス機関。求職者にはその有する能力に適合した職業に就く機会を与え、求人者にはその雇用条件にかなった求職者の斡旋を行う。その業務は、求人・求職の申込みの受理、職業指導、職業相談、職業斡旋等の職業紹介サービス等である。

合理的配慮

障害のある人から何らかの助けを求める意思 の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない 範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜 のことである。

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)

ハートビル法と交通バリアフリー法を統合した法律。新法では、両法の対象外だった道路、路外駐車場、都市公園を追加し、新設・改良時のバリアフリー化を義務付け、これら既存施設や百貨店、病院、福祉施設など既存建築物のバリアフリー化も努力義務の対象に追加した。

さ行

サポートブック「はじめの一歩」

お子さんの発達が気になる保護者が地域で暮らしていくためのサポートガイドで、自立支援協議会子ども支援部会が、親の視点に立ち、地域で活用できる資源(リソース)や子育ての情報を1冊にまとめた本。

手話通訳者・奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚、 言語機能などに障害のある人のために手話通訳 を行う人

障害者基本法

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待の禁止、予防および早期発見などの虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を推進し、障害

者の権利利益の擁護に資することを目的として 制定された法律。

障害者の雇用の促進等に関する法律

事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図ることを目的として制定された法律。

障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設。県が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営する。

障害者週間

国民の間に広く基本原則に関する関心と理解 を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化そ の他あらゆる分野の活動に参加することを促進 するため、障害者週間を設ける。

障害者週間は、12月3日から12月9日までの 1週間。

障害者総合支援法

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体 障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他 障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まっ て、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個 人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

障害者手帳

障害者手帳とは「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の3つを総称した呼び名のことです。障害者手帳は一定以上の障害のある方が申請し、認定を受けることで取得できます。

また、それぞれに障害の程度に応じた等級があり、 受けられる福祉サービスが異なります。

障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、 障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目 的として、障害者の権利の実現のための措置等に ついて定める条約。

障害児保育

保育の必要な心身に障害のあるお子さんを、健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図る。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障害者や、在宅で就業する障害者などの経済的な自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際に、障害者就労施設などからの優先的・積極的な購入を推進することを目的として制定された法律。

障害福祉サービス

障害のある人が基本的人権を享有する個人と

しての尊厳にふさわしい日常生活または社会活動を営むことができるよう支援するもの。ホームへルプサービスなどの在宅介護サービス、就労へ向けての訓練や日常生活動作を身に付けるための訓練などの支援を受ける日中活動サービス、グループホームや入所施設などの居住サービス。

情報アクセシビリティ

情報やコンテンツがすべての人にとって利用 しやすくなるように設計・提供されることを指し ます。情報アクセシビリティの目的は、障害や制 約を持つ人々が情報にアクセスし、利用すること が容易になることです。

情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障害のある人の情報 収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のう ち、障害のある人が容易に使用することができ、 実用性のあるもの。

自立支援協議会

障害のある人が障害福祉サービスなどを利用しつつ、その能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行うための協議会。

自立支援協議会専門部会

地域の課題のうち、その課題に関係の深い自立 支援協議会委員により、協議すべきと判断された 課題について、検討を深め課題解決に向け具体的 に協働していく場。専門部会は、自立支援協議会 のメンバーだけではなく、その課題について協議 するときに必要な者を含め協議する。

身体障害者福祉法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律。

身体・知的障害者相談員

身体障害や知的障害のある人や家族などから のさまざまな相談に応じ、更生のために必要な指 導や助言を行います。

重層的支援会議

多機関協働事業を適切かつ円滑に実施するための会議。

成年後見制度

認知、知的障害、精神障害などのために判断能力が十分ではない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

早期療育

運動面、精神面あるいは感覚面の発達が遅れていると思われる子どもをできるだけ早く発見し、早期に治療・訓練等などを親と関係機関が協力して行い、最大限その子どもの発達を促していこうとする取り組み。

相談支援

障害のある人の福祉に関する各般の問題に関して相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、障害福祉サービス事業者等との連絡調整などを行うこと。

また、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、事業所との連絡調整などを行うこと。

た行

点字

視覚障害者が指で読む文字で、凸面を左から右へ読みます。

(点字に対し、印刷された文字や手書きの文字のこと を墨字(すみじ)といいます。)

点字は、縦3点、横2点からなる6つの点の組み合わせで表される文字で、かな50音、数字、アルファベットなどを、左から右への横書きで表記します。

特定医療費(指定難病)

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を指定難病として、病態など一定の基準を満たす方に対して、医療費の負担軽減のため、特定医療費(指定難病) 受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について公費負担を行うもの。

特別支援学級

小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

【対象障害種】知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、 自閉症者・情緒障害者

特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克

服し自立を図るために必要な知識技能を授ける こと目的とする学校。【対象障害種】視覚障害者、 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱 者(身体虚弱者を含む。)

な行

長門市障害者保健福祉推進会議

障害のある人のための施策に関する基本的な計画および障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する計画の策定や推進について、協議・検討を行う会議。

は行

発達障害

発達障害とは、生まれつきの脳の障害のために 言葉の発達が遅い、対人関係をうまく築くことが できない、特定分野の勉学が極端に苦手、落ち着 きがない、集団生活が苦手、といった症状が現れ る精神障害の総称です。

症状の現れ方は発達障害のタイプによって大き く異なり、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・ 多動性障害 (ADHD)、学習障害、などさまざまな 障害が含まれます。

発達障害者支援法

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及

び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、 学校教育における発達障害者への支援、発達障害 者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定 等について定めることにより、発達障害者の自立 及び社会参加のためのその生活全般にわたる支 援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性 を尊重し合いながら共生する社会の実現に資す ることを目的として制定された法律。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁 (バリア)となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、段差等の物理 的障壁を取り除くことをいうことが多いが、より 広く、障害のある人の社会参加を困難にしている 社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するという意味でも用いられている。

ピアカウンセリング

ピアカウンセリングの「ピア」とは「仲間」や 「対等な立場の人」という意味です。

ピアカウンセリングとは、同じような立場や悩み を抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談 し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカ ウンセリングのことです。

避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。)のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

福祉的就労

就労支援施設などで福祉サービスを受けなが ら働く働き方のことです。障害などで企業で働く ことが難しい場合、一般就労以外で働く場合の働 き方として選択できます。

ペアレント・プログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所等)が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラムです。発達障害やその傾向がある子どもを持つ保護者だけではなく様々な悩みを持つ保護者に有効とされています。

包括的支援会議

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 106 条 の 6 の規定に基づき、地域住民の複雑化・複合化 した地域生活課題を抱える人に対する適切な支援を図るための会議。

法定雇用率

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員 に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の 割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。 (障害者の雇用の促進等に関する法律)

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それ ぞれの地域において、常に住民の立場に立って 相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進 に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気 に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、

子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」 の指名を受けています。

や行

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ユニバーサルデザインフォント

障害のある人や高齢者をはじめ、できるだけ多 くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・ 壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

長門市障害者保健福祉推進会議委員

NO	区分		所属機関名等	役職・氏名
1	1号	団体	長門市身体障害者福祉協会	会長 岡藤 靖
2	障害者団体を	団体	長門市手をつなぐ親の会	理事長 福田 修三
3		団体	特定非営利活動法人さざんか	管理者 辻野 由美子
4	代表する者	団体	KHJ山口県「きらら会」	会長 上田 十太
5		団体	発達障がいを考える会 ブルースター	会員 仲野 峰子
6	2号	医療	長門市医師会	医師 清水 達朗
7		医療	長門歯科医師会	医師 山﨑 眞弘
8	 保健・医療・福祉	福祉	障害者支援施設 湯免清風園	施設長 横山 具寛
9	団体を代表する者	福祉	長門福祉作業センター	所長 松尾 要
10		行政	山口県長門健康福祉センター	保健福祉総務室 主幹 河野 晃彦
11	3号	行政	山口県萩児童相談所	所長 権藤 康弘
12		行政	長門市教育委員会 学校教育課	課長
13	学識経験者又は	行政	健康福祉部 健康増進課	課長 和田 仁
14	付政機関を代表 する者	行政	健康福祉部・子育て支援課	課長 山下 賢三
15		行政	健康福祉部 高齢福祉課	課長 入野 昌之
16	4号	団体	長門市民生児童委員協議会	障害部会運営委員 山﨑 はるえ
17		団体	一般社団法人 山口県社会福祉士会	社会福祉士
18		福祉	長門市社会福祉協議会	在宅福祉課長 吉岡 薫
19	と認めた者	委託 法人	委託相談 地域活動支援センターたけのこ村	村長 久保田欣康
20		公募		知的障害者相談員 杉野 悦子

第 4 期障害者プラン 第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発 行 山口県長門市

企画·編集 長門市健康福祉部 地域福祉課

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2

